

# 平成24年第3回長南町議会定例会

## 議事日程(第2号)

平成24年9月13日(木曜日)午前9時開議

### 日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(14名)

1番	大倉正幸君	2番	鈴木喜市君
3番	森川剛典君	4番	小幡安信君
5番	板倉正勝君	6番	左一郎君
7番	加藤喜男君	8番	仁茂田健一君
9番	丸島なか君	10番	松崎勲君
11番	石井正己君	12番	丸敏光君
13番	古市善輝君	14番	松崎剛忠君

#### 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	藤見昌弘君	副町長	葛岡郁男君
教育長	片岡義之君	会計管理者	石橋弘道君
総務課長	西野秀樹君	総務室長	田中英司君
企画財政室長	荒井清志君	政策室長	唐鎌幸雄君
特命主幹	野口喜正君	税務住民室長	岩崎利之君
保健福祉室長	湊博文君	事業課長	麻生由雄君
産業振興室長	田邊功一君	農業推進室長	御園生明君
地域整備室長	松坂和俊君	ガス事業室長	岩崎彰君
教育課長	齊藤正和君	学校教育室長	石野弘君

生涯学習室長 浅 生 博 之 君 農 業 委 員 会 長 御 園 生 明 君  
農 事 務 局 長

---

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 常 泉 秀 雄 書 記 杉 崎 武 人  
書 記 片 岡 勤

---

### ◎開議の宣告

- 議長（松崎 勲君） 皆さん、おはようございます。
- 本日は公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。
- ただいまから、平成24年第3回長南町議会定例会第2日目を開会します。
- 本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

### ◎議事日程の報告

- 議長（松崎 勲君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。
- 

### ◎一般質問

- 議長（松崎 勲君） 日程第1、一般質問を行います。
- 一般質問に当たり、質問者及び答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんのでご了承願います。
- なお、今回の一般質問は、第2回定例会に引き続き、試行的に一問一答方式により行います。
- 念のため、内容について確認します。
- 質問者は、質問席に移動し、件名ごとに質問し、答弁者は自席で答弁します。質問回数の制限はありませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。制限時間は、原則1時間以内といたします。
- 以上です。
- 通告順に発言を許します。
- 

### ◇ 鈴木喜市君

- 議長（松崎 勲君） 初めに、2番、鈴木喜市君。
- 〔2番 鈴木喜市君質問席〕
- 2番（鈴木喜市君） 議席番号2、鈴木喜市でございます。
- 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。
- お手元の資料のとおり、初めに、過疎地域自立促進特別事業基金の活用計画について、お伺いいたします。
- 本基金は、平成22年に長南町が過疎指定を受け、過疎対策事業債を発行できるようになり、これを財源とし、総務省令で定めるところにより算出した額、毎年3,500万円を目途に積み立てております。これまで、平成23年度に1,415万円を活用し、平成24年度は4,648万円を活用する計画であります。この基金は、長南町活性化及び自立促進にとって、地域づくり基金並びに地域農業推進基金とともに重要な基金と考えます。
- 公募により過疎対策検討委員会を設置し、過疎対策に関し幅広い意見などを集約し、有効活用するようですが、今後の活用計画についてお伺いいたします。よろしくご答弁いただきますようお願い申し上げます。
- 議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） それでは、自席で失礼します。

2番、鈴木議員のご質問にお答えしたいと思います。

件名としましては、過疎地域自立促進特別事業基金についてで、今後の活用計画ということでございます。お答えしたいと思います。

今基金につきましては、ご質問の要旨にもございましたが、22年の4月に過疎地域の指定を受けて、また制度上、基金を設けることができるというようなことでございましたので、23年、去年の3月議会で基金の設置をお願いしたところでございます。

この基金は、住民が将来にわたって、安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため、平成22年12月に策定いたしました町過疎地域自立促進計画に定めます産業の振興、交通通信体系の整備、生活環境の整備、保健及び福祉の向上及び増進、教育振興に関するソフト事業に関してのみ使用することができるものであります。

基金については、平成22年度は3,500万円を積み立てまして、23年度には2,900万円の積み立てを行い、取り崩しについては23年度、今年度からでございますが、農地・水環境保全向上対策として580万円ほど、また病害虫防除対策事業に320万円、西部ライスセンター運営補助として316万円のほか、合わせて1,415万円を取り崩しております。

また、平成24年度は3,500万円の積み立てを行い、前年度同様、農地・水環境保全向上対策に765万円ほど、また病害虫防除対策に345万円ほか、子ども医療費扶助に1,500万円、新公共交通運行経費に1,110万円、農業振興地域整備計画策定業務に230万円等で、合わせて4,648万円ほど取り崩しをしております。

この結果、現在の予定ですと、24年度末には約3,800万円の基金の残が出る見込みでございます。

基金としまして、過疎債の基金積み立てというわけでございますが、この財源は過疎債を財源としており、有利なことは大変有利ではございますが、その使用目的、方法にも細心の注意を払い、地域の自立促進並びに豊かな自然環境や広い空間の中での多様な居住生活様式の場の整備等の、所期の目的に沿ったより効果的な活用ができるよう行ってまいります。

また、8月から過疎対策検討委員会の一般公募を行い、今後はこの検討委員会でもいろいろなご協議をお願いし、基金の活用を図ってまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（松崎 勲君） 2番、鈴木喜市君。

○2番（鈴木喜市君） ご答弁ありがとうございました。よくわかりました。

それでは、過疎対策検討委員会について伺います。

広報長南の8月号で、過疎対策検討委員を公募してわけでございますが、町のホームページを開きましたら、この公募の期間が延長されていたということで、恐らく応募者が少なかったんだろうなというように推察しております。

そこでお伺いいたしますが、公募者総数が何人であったか、そして男女別、世代別の内訳について伺います。もう1点は、公募の方法が広報長南とホームページだけであったのかどうか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

政策室長、唐鎌幸雄君。

○政策室長（唐鎌幸雄君） それでは、私のほうから回答させていただきたいと思います。

まず、過疎対策委員、何名であったかというようなお話でございますけれども、9名でございました。男女別では男性が6名、女性が3名という形になっております。また、年齢別では20歳代が2名、40歳代が1名、50歳代が3名、60歳代が2名、70歳代が1名、合わせて9名ということになっております。この方々の特徴といたしまして、長南町生まれまたは長南町に嫁いで来られた方というのがこの中で4名いらっしゃいます。

また、この公募した委員さん以外に町長が特に必要と認めます方、2名もしくは3名程度を加えて、過疎対策検討委員会を組織したいとこのように考えておるところでございます。

また、広報、ホームページ等以外でどうだったかというお話でございますけれども、特に町内の住所要件と在勤要件、これだけで行いました関係で、ホームページ、広報のみで周知を図らせていただいたところがございます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 2番、鈴木喜市君。

○2番（鈴木喜市君） ありがとうございます。

予想どおり、公募者総数が9名ということで大変少ないんですね。これはどうなのでしょう、町民の方々がそんなに長南町、自分の町に対して危機感を持っていないという、そういうあらわれなのでしょう、非常に残念な結果でございます。意外な結果は20代が2名、これは素晴らしい成果だと思います。

私は、多分50代以上の方しか公募がないと思いましたが、その関連の再質問しようと思っていたんですが、若い方がいらっしゃるということでございますので、9名で少ないんですが、町長さんがもう3名プラスして12名で運営していく中に、若い世代の方がいらっしゃるということで一安心いたしました。

この委員会設置の目的が、若者定住促進を主とした町づくりの推進を図るために、幅広い意見を検討することということでございますので、年齢的にはよかったのかなというように思います。

ただ、やはり関心が少ないとはいえ、公募の方法は広報長南ということですが、広報長南は町民の果たしてどの程度の方が読んでいただけるのか、私は余り読んでいただいていないと思います。それから、ホームページ、ホームページと言いますが、果たして何人の若い世代が長南町のホームページを見てくれるのでしょうか。ちょっとこの辺も疑問に思います。もっと多くの方々が公募していただけるような工夫が必要ではなかったかと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（松崎 勲君） 政策室長、唐鎌幸雄君。

○政策室長（唐鎌幸雄君） ご指摘をいただいたことにつきましては、誠に申しわけございませんでした。ホームページ、広報、マスコットのときもそうだったんですけども、今回は町内、先ほども申し上げましたけれども、住所要件あるいは勤務の関係といったことで条件を決めさせていただいたことで、そういう形でもいいのかなど。もうちょっとこの庁舎内の掲示とか、いろいろな団体への呼びかけとか、またチラシの配布とか、そういったことも今後こういうことがある場合には検討してまいりたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 一問一答ですから回数制限はないんですけども、ちょっと私が感じたことを申し上げます。

9名公募されたということにして、今鈴木さんおっしゃられたように70代が1名ということで、しかも20代というような若い方々もお集まりである、それで私のほうで、ちょっとこういう様子だという名簿は手元には私は置いていませんけれども、担当のほうからちょっと見せてくれということで見させていただきました、私が余り存じ上げない方々でこれはすばらしい人たちの集まりだなということを、まず私としては感じました。

それでもう1点、2点ほど申し上げたいんですが、公募方法についてはこれは私の責任です。常に鈴木さんのおっしゃったことは、後ろにいる職員は全部聞いています。広報、ホームページそれで満足してはいかん、もっと違うことを考えろということは常に言っているんです。ですから、これ私の責任です。このようなことが、唐鎌君は今ないようにするというのでございますが、唐鎌君だけでなくして執行部が常に私が言っていることをしっかりと鈴木さんがご指摘してくれていたということで承って、もちろん執行部全員が承ったと思いますのでご理解いただきたいと思います。

それともう1つは、9人でございますが、二、三不足する者について町長が云々ということもございましてけれども、場合によっては私から場内で検討してこういう者を取り入れるような者が出てくれば別ですが、ぜひお願いしたいと思いますが、そうでなければ9人とらわれることなく、そういった委員会で私はよろしいんじゃないかと。

そして、今後この検討委員会で決められたことは、意見としてやはり若い人たち、あるいは余り行政そのものに参加していない人たちの生の声として聞くいい場だというふうにとらえて、最終的にはこのところでまとまったものは、今まで建設委員会というものがございました、今度はついこの間から町づくり委員会というものに名称が変更されて、町の将来のことあるいはいろいろな事業等々執行する場合、町の方向が決まるような事業については、町づくり委員会が主として検討していただくことに位置づけてございますので、この過疎地域の委員さんが意見として出してまとめてくれたものを、さらに町づくり委員会で絞って、こういうふうにしるというふうなものをつくって議会や何か町民に報告していきたいと、また実施していきたいと、基本的にはそのように考えています。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 2番、鈴木喜市君。

○2番（鈴木喜市君） ありがとうございます。

公募の方法については、町長さんからすばらしいご回答いただきましてありがとうございます。これまでの公募の仕方は、まさに「株を守りてウサギを待つ」そのものであります。「我よりいにしえをなす」という言葉がありますが、我より前例をなすというような気持ちで、今後は公募に関して工夫していただきますようお願い申し上げます。

次に、過疎地域自立促進特別事業基金の定義について伺います。

定義では、過疎脱却を目指して、地域の自立促進を図る事業に充てるとしています。しかし、私は過疎からの脱却は非常に厳しいと考えております。

その理由の1点目として、過疎法が最初に施行されたのは昭和45年で、10年間の時限立法でした。その後、10年間の延長を3度繰り返し、40年を経過した平成22年に民主党政権下で財源を地方に一括交付するとの方針で、腰だめ的に6年間という中途半端な期限延長を行いました。ところが、今年さらに5年間延長し、平成33年3月31日までとなりました。公明党さんは、この法律を恒久法にすべきだと主張されておりますが、事実上51年間続くことが確定しましたので、少なくとも時限立法よりは恒久法に近いのかなといえると思います。

このように、過疎法が長く続いたのは、過疎から脱却できた市町村がなかったことを裏づけています。こういう点から、過疎からの脱却は非常に厳しいと考えます。

次に、2点目の理由として、昭和45年に最初に過疎法が施行された要因は、団塊の世代の方たちが職を求めて都会に移り住んだことにより地方の過疎化が進んだためです。しかし、当時の日本は人口が毎年増加していました。人口が増加しているにもかかわらず、過疎からの脱却ができなかったのです。

ところが、現在の日本は人口減少社会に突入しました。日本の人口は昨年20万人減少し、近い将来、毎年100万人単位で減少する急激な人口減少社会が到来します。日本の人口が急激に減少する中で、長南町だけ人口が増加し、過疎から脱却することは現実性がないと考えます。

これらの現状認識を踏まえた上で、この基金により過疎からの脱却ができるとお考えなのかどうか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 政策室長、唐鎌幸雄君。

○政策室長（唐鎌幸雄君） ただいま議員さんが述べられましたとおり、現状といたしましてはそういうような状況になっております。本町のみならず、千葉県あるいは国におきましても人口減少社会になってきております。町は今後どうするのかというようなご質問でございますけれども、町といたしましても、安易に過疎から脱却できるとは毛頭考えておりません。

ただ、いろいろな施策を講ずることによりまして、少しでも人口の減少を抑止でき、また過疎法のもう一つの特徴でございます地域を維持すること、自然を維持すること、これも過疎法の一つの特徴でございます。

42年前の過疎緊急、最初にできた過疎法においては、この部分がございますでした。平成12年からそのような自立促進というような言葉、法律になっております。

そういったことから、今後、過疎対策検討委員会を持ちましていろいろな方策を検討してまいりたいと、できるものから順次取り入れて行ってまいりたいとこのように考えております。

○議長（松崎 勲君） 2番、鈴木喜市君。

○2番（鈴木喜市君） ありがとうございます。

過疎からの脱却は、当然厳しいというのはご理解いただいていると思うんですが、昨年私が一般質問しまして、わかりやすい予算書に町の貯金と借金を載せていただきたいという要望しましたが、早速、平成24年度のわかりやすい予算書に掲載してくれました。

この中の基金の説明の中で、過疎地域自立促進特別事業基金は、やはり過疎から脱却を目指してというのが入っているんですね。もう1点、広報長南の8月号の1ページ目、過疎対策検討委員を募集、大見出しが、過疎からの脱却しかも感嘆符が3つもついているんですよ、驚きました。こういう記事が出ちゃうと、やはり

過疎から脱却できるんじゃないかというように誤解されてしまうんじゃないかと、そう感じました。

事前通告の際に、過疎法には触れると申し上げましたので、唐鎌室長は十分勉強されていると思います。もとより、室長のほうが私より能力が高いと認識しておりますので、過疎法の条文についての議論をして勝てるとは思っておりません。ですから、議論はいたしません。

ただ、これまで過疎から脱却できた市町村はありませんし、当初より過疎法の目的には、過疎からの脱却との文言は入っていません。過疎からの脱却ではなくて、急激な人口減少を防止するために自立促進を図り、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することとなっております。

これから、過疎対策委員会でいろいろ協議されると思いますが、こうした現状を共通認識できるように、過疎対策委員になられた方々が共通認識できるように、事務局が十分に説明した上で検討され、本基金が有効活用されるようお願い申し上げまして、この質問は終わります。

次に、窓口対応と身だしなみについて伺います。

町長さんが職員の机を窓口に向かせたのは、職員の気持ちが窓口に見えた町民に向けてほしいとお考えだと思います。ところが、その思いが伝わらず、町民からは逆に感じが悪いとのご指摘をいただいております。お客様相手の企業は窓口を向いているのが常識です。しかし、感じが悪いとはだれも思いません。そこが民間企業との違いです。

私も、いろいろな人から役場は感じが悪いとの話は聞いておりましたが、勤めているところは役場に伺う機会が少なく、余り意識しておりませんでした。ところが、なぜか昨年の5月から急に役場に伺う機会がふえました。今日もこうして伺っております。この1年数カ月間、役場に伺うたびに注意深く職員の皆様一人一人の対応を見させていただきました。こうして質問をするということは、余り芳しくないという結論に至ったからであります。

町民が窓口に見えたら、せめて役場職員から先に笑顔であいさつぐらいはすべきだと思いますが、窓口での対応についてどのような職員教育をしているのか伺います。

また、職員の身だしなみについてですが、身だしなみとは身の回りについての心がけで、頭髪や衣服を整え、言葉や態度をきちんとすることです。男性職員の茶髪、ロン毛、ひげ、そして職員全体の言葉遣いや態度についてどのような教育をしているのか伺います。よろしくご答弁いただきますようお願いいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 件名、職員の教育について、要旨として窓口の対応と身だしなみについてでございます。

この関係につきましては、窓口対応については、平成22年度から管理職が当番制で各フロアの総合的な窓口の役割を担うべく最前列で事務従事しているところでございます。これは、職員のほうから積極的に声をかけて、お客様である住民との心の距離を近づけるようにするものでございます。

住民の多くの方は、役場を訪れる機会がそんなに多いわけではありませんので、ふなれな役場、あるいは不安を抱えたり、迷われている方もいらっしゃると思います。そんなときこそ、職員からの声かけが住民とのコミュニケーションとつながっていき、やがて信頼関係へ結びついていくのです。仮に、住民の来客に気づかず、声かけができなかった場合には、住民の不安は解消されず、行政への不満として心の中に残ってしまいます。



住民に対する接し方については、最初の顔合わせがサービスの業務原点になることから、自らが積極的に声をかけ関係部署へ案内するよう、また特に不自由な方が来庁した際には、担当者を受付に呼び、事務処理に当たり、真心を持ったサービスを行うよう、今後とも引き続き実践してまいりますのでご理解いただきたいと思っております。

次に、職員の身だしなみ、特に茶髪等の髪型につきましては、一般的な常識の中で判断する問題で、お客様に不快感を与えず、よい印象を持たれるような身だしなみを常に心がける必要があります。

最近では、礼節を保つとか公務員らしさといった言葉が薄れてきてしまって、他の市町村でも服装などの身だしなみの苦情も後を絶たないようです。昨年5月、群馬県の伊勢崎市では、男性職員のひげを禁止した文書を通じたというニュースも流れました。この件について、総務省では、公務員は品位を保つ職務であるが、茶髪やピアスなど具体例は各自治体で決めることというような判断も示しております。

私としては、公務員である以上、不快感を与えないようにすべきであり、個人の自由の前に規律が大事だと考えております。地方公務員法第32条の職務命令は、職務上の命令に限らず、身分上の命令も含まれると私は解しております。

職員たる身分を有する限り、守るべき規律があり、それを具体的に命ずることも職務命令として発することができます。そのような意味で、今後は、住民に不快感を与え、公務員の品位、信用を傷つけるような身だしなみについては禁止するような命令を検討していきたいと考えております。

以上で終わります。

○議長（松崎 勲君） 2番、鈴木喜市君。

○2番（鈴木喜市君） ご答弁、誠にありがとうございました。

それでは最初に、現在、男性の茶髪の職員が何人いるのか、ロン毛の職員が何人いるのか、これは男性ですね。おまけに茶髪でロン毛の男性職員が何人いるのか、また、ひげを生やしている職員が何人いるのか、お伺いいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） まず、男性の茶髪の人数ですけれども、議員さんおっしゃられたとおり、皆さん価値観、基準がちょっと人によって千差万別だと思います。標準的なものは何かというのは、一般大衆の方がどう感じるかという中での観点から基準でちょっと述べさせていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

まず、茶髪の男性は場内では二、三名程度というふうに認識しております。それと、ロン毛についてはロングヘア、若干四、五名程度なのかなと。それと、茶髪とロングが両方だというのは、ほぼそれにかかる二、三名程度ではないのかと思います。ひげはないというふうに認識しておりますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 2番、鈴木喜市君。

○2番（鈴木喜市君） ありがとうございました。

このような質問をすることは、私も年をとったなど自分自身で感じています。時代が変わっていきますので、

すべてだめではなく、ある程度の許容範囲が必要だと思います。ただ、その判断基準が非常に難しいので、各課長さん方で協議され、許容範囲を超えていると判断すれば改めるようご指導願いたいと存じます。

民間企業の場合は、極端に言えば身だしなみはどうでもいいんです。お客様が不快に感じれば、二度とその企業を利用しないからです。しかし、役場の場合は、長南町役場の感じが悪いからといってほかの役場を利用するというわけにはまいりませんので、よろしくご指導いただきますようお願い申し上げます。

次に、住民課の窓口対応について伺います。

大変混んでいる場合があります。担当職員は汗をかきながら一生懸命対応してくれます。ところが、どんなに込んでも担当外の職員は対応してくれません。縦割り機構でしょうが、住民は、担当だけではなく近くにいる職員も役場職員として見えています。お互いにフォローすることが大切だと思います。管理職も窓口に出てきて、住民から書類をお預かりし、順番に処理しておりますので、少々お待ち願います、このくらいの対応が必要だと私は考えますが、いかがでしょうか、伺います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

特命主幹、野口喜正君。

○特命主幹（野口喜正君） 鈴木議員の質問にお答えさせていただきます。

確かに、住民課の窓口というのは、住民票あるいは戸籍、印鑑証明、国民健康保険、年金というような加入の手続、あるいは喪失の手続というようなことで証明発行しております。中には、相談内容によっては1人で長く時間がかかるようなこともあります。また、住民課窓口は役場の顔でもございますので、住民の方には気配りをしてやっておるところでございますけれども、議員が感じたようなことがあるというふうなことが見受けられるということは、大変申しわけなく思っております。

まだ、気配りあるいはそういったところに不足していることが多いのかというふうに思いますので、課員または職員の連携をとる中でそのようなことがないように気配りを、また真心を持った窓口対応に今後していきたいと思っておりますのでよろしく伺います。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 担当課長、すばらしい答弁をしています。が、実際に私も目に余るものも感じております。それは、管理職がだらしないからでございます。管理職がだらしないというのは、またさっきと同じで私の責任になっちゃうんだけど、本当に残念に思います。言うことは簡単にすばらしい、作文にしたら100点満点の答弁をしていますけれども、それが全然できていないのが現状でございます。本当に残念でございますけれども、今後そういったものは、先ほど処罰とかそういった問題でちょっと公務員法云々なんていうのは32条のことを言ったけれども、そのぐらいのやっぱりあれを持って私に対応していかなければ、幾らやってもできないことで、これはもう常に言っていることですから、私が言っていることは、管理職を問わず、窓口に見えたらこれは大変なことなんです、どこのどなたさん、今日は何のご用ですかと窓口に立って行けというふうに言っているんですが、どこのだれべえと出るのが大変なんです。ですけれども、少なくともどちらのご用ですかと立って行けということは、これは管理職をはじめ言っているんですけどもやれない、やはり私の責任ということになっちゃうんだけど、この辺をやはり、言うてできない者は公務員として何か欠ける者でございますから、それなりの位つけとか、わかりやすく言えば処分でもするぐらいの覚悟でなければい

かんと、こういうふうを考えております。

今、窓口の関係ができましたけれども、私も気づいています。例えば、新しい職員を今あそこに配置してあって、その職員が四苦八苦してやっているとお客さんも四苦八苦、両方が四苦八苦していても、課長だとかベテラン職員が後ろにいますよ。ああいうのを見て、よほどどなってやりたいけれども、ああ若い職員のために後ろで見ているのかなと思うようなことも、これは私、そういうところまで見ていますけれども管理職がそこまでやってくれないということです。今度は議会の反省会で処分をどういうふうにしていくかを、一つの議題として検討してまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（松崎 勲君） 2番、鈴木喜市君。

○2番（鈴木喜市君） ありがとうございます。

町長さんは、日ごろから十分ご指導しているということでございます。長南町役場だけが対応が悪いわけではありません。近隣の役場も同じように対応は悪いです。だからこそチャンスだと考えます。職員から先に、笑顔でおはようございます、こんにちは、ご用件をお伺いいたしますと言うだけで非常に感じのいい役場になります。日本一感じのいい役場とは申しませんが、近隣の役場の中では一番よいと、町民から評価される役場になっていただきたいと思います。全く予算を必要としないで、町民から喜ばれることですので、ぜひとも取り組んでいただきますようお願い申し上げます、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（松崎 勲君） これで、2番、鈴木喜市君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。再開は10時を予定しております。

(午前 9時44分)

---

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時00分)

---

#### ◇ 大 倉 正 幸 君

○議長（松崎 勲君） 次に、1番、大倉正幸君。

[1番 大倉正幸君質問席]

○1番（大倉正幸君） 議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。

1番の大倉正幸です。私、6月定例会の一般質問をさぼってしまいましたので、本日初めての一问一答方式というのをやらさせていただきます。去年、初めて質問したときの気持ちに戻りまして、一生懸命質問したいと思います。よろしくお願いいたします。

東日本大震災からちょうど1年半が過ぎたところですが、先日、宮城県で震度5強という大きな地震がありました。気象庁の発表では、その地震も大震災の余震であるということでした。まだ余震が続いているのかと驚いているところです。

また、先ごろの報道によりますと、南海トラフ巨大地震が発生すると32万人以上の死亡者、行方不明者が発生し、千葉県民も1,600人ほどが犠牲になるであろうという発表がありました。関東南部でも4年以内に大震災が発生する確率が70%であるという発表がありました。幾ら日本が地震大国とはいっても、このような報道

が長く続くと本当に気持ち悪く思います。この先どうになってしまうのか不安が先走りますが、高い防災意識を持った町づくりを目指し、お互いに努力していきたいと思うところであります。

さて、本題に入りますが、本年6月の全員協議会において、役場本庁舎、中央公民館等の耐震診断の結果についての説明がありました。本庁舎、公民館ともに耐震基準値を下回った結果が出ましたが、特に本庁舎については耐震基準値を大幅に下回ったという残念な結果が出ました。このことについて、何通りかの改修方法と概算金額の説明を受けました。耐震改修等整備計画案により、年度ごとの計画がされており、本年度は庁舎の補強及び新規改修計画、これはエレベーター等の附帯設備のことでありますが、それも検討となっておりますが、本年度が約半分経過したところで検討の進捗状況はどうなっているのか。同時に、公民館の整備計画についても一緒にご答弁いただきますようお願いいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 1番、大倉さんの質問にお答えしたいと思います。

耐震結果についてということで、役場本庁舎と公民館の耐震診断結果を受けて、6月に報告をしたものがその後どうなっているかということでございます。お答えしたいと思います。

先般の6月の全員協議会でも報告したとおりでございますが、そこで、町としては、耐震改修方法や耐震工法などを比較検討した結果、経費的な内容に一番重点を置き、枠つき鉄骨ブレースをフレーム内に取りつける在来工法による耐震補強計画が、現時点では最適であると判断いたしております。

工事としては、工事費約3億3,000万円程度の補強工事になるということです。なお、エレベーターの設置等、附帯工事すべてを実施した場合においては6億ちょっとかかるということでございます。

附帯設備工事については、今考えられるものとしては、エレベーターの設置、トイレの改修、空調設備の改修、また階段手すりの設置などを盛り込んだもので、すべてをやらなければならないというものではありませんけれども、いずれにしても、耐震とあわせていろいろと今問題のあるものを考えますと、今申し上げたようなものが考えられると。ただ、それをすぐやらなくてはいけないものも、もちろんあるわけでございますが、そういうふうな状況になっておると。

したがって、どのような改修設備工事を耐震補強工事と同時に実施すべきか、町全体の財政状況を考慮する中で十分検討していかなければならないということでございます。要は、耐震では3億ちょっとかかると。またエレベーターをはじめ、いろいろな工事を今、手をつけなければならないものを合わせますと6億程度かかると、それをどういう手順で計画的に年数をかける中で、財源とにらみ合わせながら実施するかということでございます。

次に、公民館につきましては、研修棟、調理実習室棟、事務室棟については、構造耐震指標のI s値が0.78以上と診断され、耐震性能を満たしております。大規模地震に対する倒壊、または崩壊の危険性は低いと診断されたところです。ただし、講堂部分についてはI s値が0.5で、倒壊または危険性があると診断結果が出されたところでございます。

町の第4次総合計画の中でも公民館の改修計画が組まれており、その耐震診断結果を踏まえて総合的に公民館年次改修計画を策定し、排煙設備、中庭改修計画なども含めた中で、優先順位の高いものから耐震補強整備

とあわせて全体的な施設整備を進めていきたいと、このように考えております。

私としては、役場も公民館も耐震結果によって耐えられないという部分はもちろん急いでやらなければならないと。そのほか付随するものについても、例えば庁舎の外壁なども相当傷んでおりますのでそういったもの、あるいは公民館の中庭などもあのままにしておくのがいいのか、もう一遍広く意見を聞く中で、総体的にこういうふうな工事費がかかると絵にかいて金額を出した場合、こういうふうにかかるというものが出たら、急いでやらなければならないものから年次計画でやらせていただくと、このように基本的には現時点では考えているということをご理解いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（松崎 勲君） 1番、大倉正幸君。

○1番（大倉正幸君） ありがとうございます。

公民館については、私が考えていた内容とほぼ一致しておりまして、私も公民館は改修方向でいいのではなからうかというふうに考えております。

本庁舎のほうなんです、町長、今、経費を重点として考えて、6億程度の改修の方法がよろしいのではなからうかというご答弁をいただいたわけなんです、私は、本庁舎というのは、非常時の防災拠点基地として機能させなければならない、言い換えれば、長南町で一番頑丈な建物でなければいけないと思っています。そういう部分を含めて、新築、建てかえの方向でぜひ考えていただきたいと思っております。

新築の場合、6月に説明していただいた中で、約11億円かかりますということで、そこに、あくまで概算の話ですが5億円ほどの開きがあるということで、恐らくその辺を懸念されて改修しようというふうに考えていらっしゃると思うんですが。

1つ提案させていただきたいのは、その11億円かかるという新築は、現在の建物と同規模のものを考えておるということでしたが、1つに先ほど鈴木議員さんの話の中にもありましたが、町の人口が減り続けていると、第4次総合計画の中では、平成32年7,700人になるという予測があります。町では、それを8,200人程度にとどめようという記載がありましたが、とにかく人口は減り続けています。役場の職員も恐らくそのときは減っているでしょう。

議会に関して言わせていただければ、議員数は一番多いとき24人おったそうです。現在は見てのとおり14人です。その辺を勘案しまして、建物の規模を小さくできないものでしょうか。大多喜町さんの例を出してみますと、議会は大ホールを使っているということです。

ですから、建物の階数とか面積とかあるいは構造、そういうものを勘案しまして、新築工事費をぜひ削減する方向で考えていただければ、6億円という改修工事に極力近づいていくのではないかとというのが私の考えです。

はっきり言いまして、この本庁舎3階の現在の議場、控室、委員会室、そういうものは年間に果たして何日使うものなのか。これが果たして本当に必要なものなのか、その辺を考えていただきまして、2階建て程度の建物で何とかおさまるのではなからうかというのが私の考えなんです、その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、西野秀樹君。

○総務課長（西野秀樹君） お答えしたいと思います。

実は私のほうも、6月以降いろいろなところから情報を収集いたしました。大多喜町にも行ってきましたし、それから一宮町さんがやろうとしているやり方も聞いてまいりました。

そういう中で、考えました結果ですけれども、今、大倉議員さんがおっしゃったように、3階じゃなくて2階でもいいのではないかというようなお話であるとするならば、確かに、今11億という建設費については同規模のものということの中で考えられた数字でございますので削減できることになるかと思えます。

いろいろと私のほうも今検討しているところは、例えば、防災計画の中では災害本部はもう隣の保健センターですから、であるならば、実はこの本庁舎そのものを保健センターのほうに本庁舎を移動して、こちらは分庁舎とするようなあり方だっているのかなというところで、町に事業者があるリース会社なんかも来てもらって、その検討もさせてもらってあります。ですから、それはどういうふうになるかということ、今度は軽量鉄骨のプレハブリースになるんですけれども、その形でいくともっと安くなることにもなりますので、この件につきましては、もっともっと情報を収集した中でいろいろと予算的な部分を考えて結論を出していかなければならないと思っておりますので、今の大倉議員さんの提案も1つの提案として検討課題にさせていただければありがたいと思っております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 1番、大倉正幸君。

○1番（大倉正幸君） ありがとうございます。リース会社のプレハブという考えは、私は全くなかったもので、今初めて聞きまして、なるほどという思いはしております。

もう一つ、改修について、先ほど言い忘れてしまったんですが、どうしても私、改修が気に入らないというかしたくない理由の一つに、この今の建物がPCパイルという杭を打っております。プレストレスコンクリートパイルというものなんですが、もともとがパイルというものは、建物の上からの重さだけを支えるためのものなんですが、ですから、横の力が加わると非常に折れやすいという性質があるんですが、この建物、一度東方沖地震で相当な被害をこうむっているはずなんですけれども、そのときに地盤が動けば杭が破損しているという可能性があると思っております。

その辺も踏まえて、改修というのはいかがかと。ですから、例えがちょっと適切ではないかもしれませんが、ちょっと高齢な女性の方がいらっしやると、その方が少きれいになりたいということで美容整形に行きましたと、そこで見た目はきれいになりましたが土台はやはりそのときのままだと。ですから、それが直したところでその後の耐用年数というのが果たしてどうなのかということも考えていただきたいと、そのように思います。

それから、もう1点、これも概算見積もりの話なんです、仮庁舎に1億円ほどかかってしまうというようなお話もありました。どのような見積もりか、業者さんの見積もりですから、あながち間違った数字ではないかとは思いますが、その辺も例えば、ユートピア笠森の建物をお借りするとかする方法で、なるべく削減方向で考えていただきたいと思えます。

改修工事にしろ、新築工事にしろ、仮庁舎が必要だということは間違いないようですので、その辺のところ

をちょっと考えていただきたいというところで思っております。

それから、先ほどの案、これは早くやらなければいけないとは思いつつながら、ある程度の長期計画を見ているということで、この全員協議会の資料の中の、今年が検討、来年度が整備設計、26、27年度以降で改修工事、これも新築になるかわかりませんが一応工事に入るというような計画案となっておりますが、先ほど、私、話したとおり、どうも関東地方にも4年以内に地震が来るんじゃないかというようなお話もありますので、どのような工事になるのかまだ決まっておるところではないんですが、なるべく早く検討していただきまして方向性を決めていただきたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

最近、補助金、減税などの恩恵を受けまして、低燃費またはガソリンを全く使わない電気自動車など、いわゆるエコカーと呼ばれる自動車の販売が好調のようです。近隣の町村でもハイブリッドカーを公用車として使用しているのを見受けます。

エコカーは、ガソリン代の節約とともに排気ガスの発生も抑えられますので、環境にも優しく、これからの時代のニーズに合った自動車だと思います。ちなみに、軽ワンボックスの電気自動車は1回の充電で120から180キロメートルぐらい走行することができ、その電気代は300円から450円ほどだそうです。わかりやすいように、これをガソリン1リットル当たりの走行距離に換算すると50キロ以上は走る計算になります。

ぜひ、本町でもエコカーの導入を積極的に行ってほしいと思いますが、現在の公用車の状況などを踏まえ、今後のお考えを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 公用車の関係でエコカー導入についてでございますけれども、現在、町の公用車の台数は全部で49台、そのうちエコカーはガス事業室で保管する天然ガス自動車の1台、さらに低排出ガス車などの排出基準を満たす認定車12台を含めると、13台の庁用車を所有しています。

現在、町は庁用車を更新する目安として、初年度登録から10年間の経過、もしくは走行距離が10万キロメートルを超えた場合を基準としており、エコカーのハイブリッド車の導入実績はありませんが、今後、車の更新時期を見て、電気自動車、ハイブリッド車、天然ガス車などのエコカーに変えていく必要があると考えております。

一方、先進自治体では、電気自動車などの四輪のエコカーのみでなく、二輪である電動バイクやスクーターなどを購入する動きも出てきており、既に実証実験が開始されております。今後、電動バイクがどのように普及していくか、どういった役割を担っていくのか、その動向を見た中で検討していきたいと考えております。

エコカーの導入は、燃料費などの節減ばかりでなく、環境負荷の軽減につながるものであり、国においても地球に優しい低炭素社会の実現に向け、低燃費で低公害車の普及、促進を進めており、地方自治体も率先して導入することを推奨しています。そのような、国全体として社会的に取り組む機運が高まる中で、町といたしましても、庁用車を更新していく場合、公用車のエコカー購入はもとより、出張時など相乗りの励行など、常に経費節減を念頭に置きながら省エネルギー行動の実践を継続的に図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（松崎 勲君） 1番、大倉正幸君。

○1番（大倉正幸君） ありがとうございます。

天然ガス車が1台あるということですが、地元の天然ガスの自動車というのは非常にうれしいかと思うんですが、なぜ1台だけなんですか。これはもっと私、ふやすべきはないのかと思うんですが、何か理由があるのか教えていただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 事業課長、麻生由雄君。

○事業課長（麻生由雄君） ガス事業課のほうに天然ガス自動車が1台ございます。軽自動車でございますけれども、普通の車の1.5倍ぐらいの価格、価格が高いと。要は、エンジンを天然ガスのほうに変えなくちゃいけませんから高い。ガスを補てんするのに8時間ぐらいかかってしまうと。お金をかければ短時間で入る機械もございますけれども、それはちょっと高額な機械になってしまいますので、充てんするのにちょっと時間がかかってしまうと。それと、ちょっとやはりガソリン車に比べて力がない。

そういったような理由で、1台は購入させていただきました。もうちょっと価格が安く抑えられるようになってくれば、安いガスでございますから、ぜひもうちょっと入れたいとは考えておりますけれども、今の状況ですとガソリン車よりもちょっと高くなってしまいうような内容でございます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 1番、大倉正幸君。

○1番（大倉正幸君） ありがとうございます。

理由がよくわかりました。ただ、一応、長南町、天然ガスとしていろいろ売り出している部分もあるかと思っておりますので、これからそういう今言った問題がクリアできそうな時期になったときには、ぜひその天然ガスの自動車をふやしていただければどうかというふうに思います。

それから、先ほど町長さんおっしゃいました、電動二輪車、そういうところも考えていると、視野に入っているというお考えだったと思うんですが、私もその二輪についての再質問を考えておったんですけども、郵便局あるいはこの辺では房総信用組合の職員の方々は、雨でもバイクで走り回っています。このように、今日みたいに天気のいい日は、外回りするときは二輪車、使ってみてはいかがかなという思いがしております。

また、私も二輪車に乗ることがあるんですが、二輪車というのはどちらかと言えば交通弱者に入るかと思うんです。そういう交通弱者の視点から、また町の道路状況を見ていただければ道路の異常や危険箇所の発見など、そういうところがまた新しい目で見られるのではないかという思いがしております。ぜひ、電動とは言わず、スクーターというのは低燃費ですので、そういう二輪車の利用もぜひ考えていただきたいと思います。

また話はちょっと戻るかもしれませんが、現在、役場のほうでガソリン代というのは年間いかほどお使いになっているのか、お聞かせ願いますでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） 平成22年度の実績でございますけれども、燃料代は約482万円でございます。23年度は480万円ということで、年間を通じますと、ほぼ480万円前後でガソリン代の経費がかかっているという調査結果でございます。



この燃料使用量といたしましては、平成22年度が約3万4,814リットル、平成23年度が約3万2,424リットルで対前年度比では2,390リットル、6.8%減少となっております。そうしますと、大体使用量1カ月1台当たりの平均のガソリンの使用燃料は約55リットルということになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 1番、大倉正幸君。

○1番（大倉正幸君） ありがとうございます。

実は、私もハイブリッドカーというものに1年ちょっと乗っているんですが、ガソリン代が約半分になりました。リットル当たり二四、五キロは走ってくれますので、大変燃費そのものはすばらしいと思います。ただ、先ほど事業課長さんおっしゃいましたが、少し車両価格が高いというのが引っかかる場所なんですけれども、それもこの先、値段は徐々に下がるんじゃないかと思っております。

また、車両価格、ガソリン代、その辺のてんびんもあるんですが、ぜひ環境面も考えまして、長南町は環境のためにこういう取り組みをしていうんだということをアピールしていただきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） これで、1番、大倉正幸君の一般質問は終わりました。

---

#### ◇ 森川 剛典 君

○議長（松崎 勲君） 次に、3番、森川剛典君。

〔3番 森川剛典君質問席〕

○3番（森川剛典君） それでは、3番、森川剛典です。議長のお許しを得ましたので、一般質問を件名で3点させていただきます。また、一問一答方式の試行継続ということで、うまくかみ合うように議論していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

1点目の件名として、蔵持公園、愛称なんですが、の整備について。要旨としては、蔵持公園とその公園の周辺の整備についてでございます。

まず、蔵持公園はどこにあるかという問いも多かったもので、場所とできるまでの経緯も大事なことなので簡単にお話をさせていただきます。

この蔵持公園は、蔵持地区の東側スゲン谷という谷の入り口ですが、非常にスゲン谷の中も耕作放棄地で荒れていると、そういう谷の入り口に蔵持川というのがありまして、小さな滝になっているところです。よく見た人が養老川の栗又の滝に似ていると、あれを少し小さくしたような感じだと。また、昔は地元では皿堰、殿堰などとも呼ばれ、私どもが小さいころはその滝を滑って遊んだり、よく泳いだ記憶があります。非常に清流の場所であり、秋はもみじがきれいな場所でありました。

しかし、近年は泳ぐ子も遊ぶ子もなく普通に荒れているところに加えて、心ない人が捨てるビニール系のごみや上流から流れてくるごみや、河川が道路に直結していることもあったせいか、町でここにごみを捨てないでくださいという看板がかえって目印になるぐらいに、そこにごみが捨てられていた場所でございます。

しかし、ある議員が、何年前にたまたま訪れたときに、その景観のよさとごみの対比を見たときにこのように言ってくれました。「森川君、ここはいい場所だから地域の人と掃除をしたほうがよいのではないかと、い

や掃除しろ」と言ったような記憶もございます。そういう経緯がありまして、その一言から、この場所を地元の人のごみゼロ運動や道路愛護デーのときに清掃や整備が始まり、やがて有志の方が集まり、公園として本格的な整備が始まりました。

余談としては、このときの区長代理さんは、区長代理の手当をほとんど全部この公園につぎ込んで、資材などの購入に充てたようです。

現在では、有志の方、蔵持公園の整備会員ということで24名ほどいるそうですが、その中でも常時集まるのは半分ぐらいの13名程度で、年に数回の草刈りやアジサイなどの植樹を行い、整備に努めているそうです。夏場にはさすがに草が覆うこともありますが、地元住民の憩いの場となり、公園から川をのぞき、カメがいるとかアヒルがいたとか話題になったり、この川の魚を釣ったら放流してくださいなどの看板が立つようになりました。ごみを捨てるなどの看板とは非常に大きな違いとなっております。今朝も見に行きましたら、1人が散歩をしている中でたたずんでおりました。

また、最近では、前回でも一般質問で報告いたしましたが、協働で行ってくれたバラ園のイベント会場に近いせいもあり、少ない人数であります。地域の方以外でも訪れてくれるようになりました。気をよくして有志の方は、今年の秋はライトアップしてイベントを企画すると、もみじも非常にきれいなところなのでライトアップすると、そういう夢のある話だと思います。

前置きが長くなりましたが、地域の方が地域のために地域の人たちの手でできた自主的な公園について、今後町としてどのようにかかわってくれるかというのが大きなテーマであります。

そこで蔵持公園とその公園の周辺の整備についての具体的な要望として申し上げます。

1つとして、蔵持公園は、地域の自主作成の手づくり公園なので、作成費用も整備も有志持ちとなっておりますが、町の公園整備に準ずる扱いにしていきたい。例えば、町指定の公園などについてはどの程度の整備予算をとっているかわかりませんが、年に数回程度の草刈り費用の交付とか、あるいはシルバーの活用による草刈りなど整備をお願いしたい。

そしてもう1つは、その周辺ですが、最近では蔵持公園の周辺に地域外の人も訪れる散歩のコースとなっておりますが、蔵持公園の対面の山側の赤道は急峻ながけとなっているため、通行を保護するために一部鉄柵を施工しています。しかし、老朽化が激しくて、これを町のほうで補修を考えていただきたい。

地元としては、関係者や有志の方も協力を惜しまないと言っていますので、安全確保のためにもぜひお願いしたいということで、ご答弁をお願いいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） それでは、3番、森川議員さんの1点目の蔵持公園、愛称ですね、整備についてお答えしたいと思います。

蔵持公園は、地元の方々の憩いの場として、その地域の方々が草刈りや手すりなどの施設維持管理に当たられて利用されていることは、協働により地域づくりされていることになり、私の考えとするところで敬意を表するところでございます。

質問の要旨の中の1点目で、草刈り等の費用の交付と申しますか、草刈りをやってほしいと、お願いしたい

ということでございますが、地域の協働を推進している立場から、可能な範囲で支援させていただきたいと考えますが、現状では道路愛護デーのように砂、碎石等の資材提供をさせていただき、草刈りなどについては引き続き地域の協働として維持管理に努めていただきたいと思います。

今後、イベント等で町外からも多くの方々が訪れ、規模拡大にあわせて施設整備の新設、例えばベンチ、テーブルの設置、舗装などされるようになれば、いろいろな補助要綱に準じて検討させていただきたいと思えます。

なお、町では、農村環境の保全活動に対する政策として、国の補助事業で農地・水保全管理支払交付金を導入しておりますので、こうした事業を取り入れ、農地周辺の草刈りに合わせ公園管理をしていただけると幸いに存じます。

また、2つ目の赤道に設置されている鉄柵を町で補修できないかということでございますが、現場は山側の護岸沿いにある赤道をコンクリート舗装し、その舗装の中に支柱を立て込み、付け根が腐食しておるということでございます。

この赤道は、河川との高低差もあって、一部通行する際、危険な箇所も見受けられます。赤道及び河川は町の管理となりますので、危険回避のためのさくについては今後検討させていただきたいと思えます。

以上で答弁を終わります。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） ありがとうございます。

それでは、2点お答えしていただきましたが、整理の関係から、最初の町公園の指定の準ずる扱いにしてほしいということから整理をさせていただきます。

協働という立場から地域でやっていくと、ほかについては、資材の提供などを受けられるということですが、もし同規模の公園をつくった場合には相当、ほとんどお金はかかっていないわけですね。そういう意味から、もう少しお金を出してもいいんじゃないかという観点から、例えば同程度の公園をつくった場合、大まかな概算でどの程度かかるのか、あるいは町の公園はどの程度維持管理をつけているのか。こういう場合、ちょっと参考にお聞きしたいと思いますので似たようなケースの公園の作成費、あるいは維持管理、行っているものがあつたらお聞きしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 産業振興室長、田邊功一君。

○産業振興室長（田邊功一君） それでは、同規模の公園ということでございますけれども、場所が河川に近いところであつて、現在、町にある公園とすれば、同じような用途的なものは、東小学校の正門入り口付近にございます親水公園がございます。これにつきましては、もちろん施工方法等によって工事費というのは大分、参考になるかどうかわかりませんが、当時20年近く前ではないかと思いますが、2,500万ほどかかっていると。これは、東屋だとかそういった施設が非常に高くついているということで、現在は、草刈りなどを年に2回ほどシルバーのほうにお願いいたしまして、大体5万円前後であるということでございます。

また、そのほかには、芝原の農村公園というのもございます。そこは、1,400平米前後でございますけれども、既にそこは整地されている場所であつたということもあつて、やはり遊具等を設置等いたしまして、これも1,000万円前後かかっておりますけれども、現在の管理といたしましては、地元で草刈りを委託していると、

これは地元が無償でやっていたというのでございます。

それから、長南小学校の付近にあります西町公園がございますけれども、ここはやはり隣人、近くの人に草刈りあるいは植木ですとか清掃をお願いしているということで、年間12万円であるというのでございます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 今の田邊室長が答えた3つの公園は、東小学校のところは、わかりやすく申し上げますと、河川の改修を行いました。その際に、河川をそのころから環境に優しい河川にすると、あるいはドジョウだとかフナが住みやすい河川にするとかってそういう時代ですって、河川改修の中で公園事業があったということで県の事業でやったと。

それと、芝原公園は、土地改良関係でやった、残地ということもございましたけれども、全体の中で、じゃ公園という位置づけにしようということで、土地改良法に基づいてやっております。

それともう一つ、西町の公園も西町住宅の中での一つの事業の中で位置づけて公園としてやっておるということでございます。

芝原については、室長がおっしゃったとおり当時地元で、ちょっと公園の機能はされていないと思いますが、苗をつくる場所のように一部なっちゃっているかなと思うし、親水公園については、平らなところは本当にシルバーがやっておりますけれども、たまには私どもの地元のお年寄りが草むしりをやったり、もちろんのり面については河川の草刈りとか地元で管理を、草刈り等をやらせていただいております。

西町のほうは、ちょっとわかりませんが、いずれにしても、今、町が公園として森川さんのおっしゃるような同規模公園というものは3つほどございますけれども、そういった事業絡みでやってきたものでございまして、地元の方々が中心となって管理をしておるのが状況でございます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） ここに公園に準ずる扱いというのは、公園として認定してくれと、そういう意味はあるんですが、実際にうんと言っていたかどうかは思っておりません。逆に、悪い言い方をすれば、あんたらが勝手につくったんでしょと、地元の人が集まって、いい場所があるからと、そういう整備が始まったという考えもできなくはないわけですが。

ただ、今この比較をしたというのは、非常にお金がかかる、維持費もかかる、そういう中で、地元の人が自分たちのためにそういう憩いの場をつくった、こういうケースは非常にまれで、初めてのケースかもしれないと私は考えています。ですから、あえてここで質問しております。

そういう関係で、町とかそういう事業でやるとお金がかかるんだけど、自分たちでつくった公園の維持のために、公園の会長は、今後の維持とか再整備については自分たちでもやるけれども、やはり協力がほしい部分と。草刈りなんかは自分たちでやると、だけれど手弁当でやっているんだよと。それは、自分たちでつくった公園ですから。

そこで、町にお願いしたいのは、やはり今後、再整備とか、それから、発展性があって維持管理していったほうが良いような公園だとか、憩いの場になってくれば、そういうときにはたまには草刈り程度もしていただ

けると。正直な話、年に何回かやっているんですが、夏場はさすがに草だらけになっております。

そういうところではございますので、今後、町に資材提供とかそういうお話を持っていったときに、やはりこういうところで話があった、そういう公園があるんだということを認知していただきたいんですが、町のほうとして答弁をいただければ。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 大変申しわけないんですが、私殿堰というのは知っているんですよ、小さいときからね、だけれど、公園はよくわからないんですが、多分伺っていますと、町有地だそうですから土地改良か何かやった残地と申しますか、私はよく言葉が適当ではないんですが、大きな事業をやりますと未解決に近い土地の分け方、落とし子というのが出るんですよ、どうしても。ですから、その落とし子的に地元で管理するような土地にして、公園のような形で皆さんでこうされたのがずっと続いてきているのではないかと思うんですよ。

ですから、いずれにしても、公園にするとかどうのこのじゃなくして、よく現地を見て、その経過というものをよく調べさせていただいて、もう一遍こういうふうにしたいという、できるということは決して申し上げませんが、こういうふうにしようじゃないですかというようなことをもう一遍話し合うようにさせていただきます。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） ありがとうございます。

そういう前向きな姿勢で取り組んでいただければ。

時間の関係もありますので、2点目のその対岸にある防護柵、赤道があるんですが、地元の方は気をつけて通行するようになっていて。それにしても、少し危ないからといって鉄柵を外れてひもで柵を設けてあるんですが、やはり地元以外の人たまには来るんですね。この間も小学生が何か見学に通ったとかという話もありますし。

そうすると、防護柵というのは丈夫だという人間の意識がありますから、触ったり登ったり、私も登ったことがあるんですね、鉄柵が大丈夫のころ、そういうこともありますんで、ここまできてあれだけ腐食していると撤去してもらったほうがいいだろうと。ただ、撤去については地元ではなかなか難しいので、この撤去については町のほうで撤去していただいて補修できないかと考えているんですが、それについてはどうでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 事業課長、麻生由雄君。

○事業課長（麻生由雄君） 先ほど町長のほうからも答弁させていただきましたけれども、具体的にどうのこのということもあるんですけども、まず、その代表の方と一度ゆっくりお話をさせていただいて、どういったところが地元の手に余っているのか、そういったのを含めまして、ゆっくりお話させていただいてどういうふうにするか検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） ゆっくりでもいいんですけども、結局、事故が起きてからでは遅い、でも事故なんてやたらに起きないと考えております。そういう公園の管理の方が、会長が、やがて腐食してだれかが危険なことになるといけないので早めにやっ払いこうと、じゃおれたちだけで竹をつないでそれで防護柵にしよう、

それは会長、五、六年はもつかもしれないけれどもかえって危ないんじゃないですかと。ですから、早めにこのことは協議させていただいて、できれば私どもも景観も損ねたくないんで、やたらに町につくってくださいというお願いはしたくないんですね。そういう、片や竹でつくっちゃうと、そうではなくて、防護柵をもう少しきれいに取ったらその後に擬木とか打って、あるいはロープとかそういうものでもいいから、今よりは安全な通行ができるようにと。

こういうことは、地元の方とお話をさせていただけるというお話を伺いましたので、地域では財源はないんですよ、自分たちで整備するって。ただ、お話が、今後はそういうものについては協議させていただいて、追加で言わせていただければ、先ほどいろいろな補助金もある、それから、農地と水の関係についても非常に、今日見たらその周辺では、本当に田んぼ2枚以外は全部荒地になっています、耕作放棄地。

ですから、そういうお金も今度は地元の人と話して、ぜひ整備に結びつけていきたいと考えていますので、そういうことを含めてご協力のほうお願いしたいと思います。

それでは、2点目のほうに入らせていただきます。

圏央道開通に伴うイベントについてが件名でございます。そして、要旨は圏央道開通に伴うイベントの開催予定ということでございます。

圏央道の関係については、開通による効果の期待から、多くの議員が質問しておりますが、予定では半年後に迫った開通に対して、どのような準備や対策や取り組みをしているかお聞きしたいのですが、開通時にはどんなイベントをするのかと町民の方に聞かれております。それだけ、町民の関心が高いので、まずそのことについてお聞きしていきたいと思います。開通時のイベント予定ですが、もし例えば県のレベルのイベント、あるいは市町村とか広域レベル、町レベルにおいて計画はあるのか。また、行うとしたら、そのイベントはどういう観点で行おうとしているのか、例えば、観光客誘致のために「ようこそ長南町」の観光看板設置とか、観光マップの整備や配布、長南町の紹介などを行えないですかとその点も先にお聞きしておきますので、イベントについて町側の回答をお願いいたします。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 2点目の圏央道の関係でイベントの開催予定ということでございますが、予定どおりイベント今のところ来年の3月いっぱい、4月には供用開始ができると思っておりますけれども、今回供用開始する区間が延長にしまして42.9キロメートルと長いわけですね。千葉県は県土整備部が、前の土木部ですが、各市町村のイベント要望を取りまとめて、千葉国道事務所と協議、調整を図りながら進めていくことになっていきます。

現在、町が考えている開通イベントの内容については、開通前に町のバスを利用し、町民の皆さんに圏央道の各施設を見ていただく見学会を計画しているところでございます。

また、都市のアクセスも飛躍的に向上することにより、多くの観光客が茂原・長南インターを利用することが見込まれますので、その際、町の紹介に当たっては、幸いにも千田の交差点からインターチェンジに向かってその間に町有地が、今度の工事に際して町有地が相当道路上にできております。そういった土地を利用して、キャラクターを活用した看板などの設置も検討したいと考えております。

また、昨年、町の観光協会観光マップを改定し、今年度5,000部ほど印刷し、三井アウトレットと県の観光

物産協会、東金野呂パーキングなどで今配布しています。

今年度の「ぐるっと長南花めぐり」では、長生地区以外からの方も観光マップの希望が多く、巡回バスの待ち合わせ時間に合わせて配布などもいたしました。こういった活動を継続的に実施してまいりたいと、現時点ではそんなふうを考えております。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） ありがとうございます。

バスの見学ということで、これ鈴木議員が言ったことにもつながりますが、ただ単純に募集しただけでは見学者がいない場合もありますし、町民ツアーのバス旅行については、かなり地域の方が協力したんで、だんだん人数がふえたと。物事はそうでございますので、たくさん多くの方に参加していただいて、圏央道のインター開通に興味を持って、バス、人数足らないよと、先着30名様とか予算のある限りイベントをやっていただければと思います。

ところで、町民に対してと、それから町外に対してはパンフレットを三井さんとか野呂パーキングとかいろいろなところに置いてあるということなんですが、これ開通後ということでは後の質問にも関係するんですが、イベントとして、例えば圏央道開通記念と銘を打って、野見金さくらまつりとか、圏央道開通記念、長南インター、茂原インター開通記念として「ぐるっと長南花めぐり」とか、そういうイベントに冠をつけていくとか、イベントにつけていくにはお金がかからないんですが、そういうもう少し企画がないのかなというところで、イベントに対する目的と企画がないか、ちょっと細かくどんなふう考えているのかということ、何のために行うかということ、これを執行する側でのお話を伺いたしたいと思います、よろしいですか。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興室長、田邊功一君。

○産業振興室長（田邊功一君） 圏央道の開通が3月ということで、話にも出ましたさくらまつりなんかは、幸いにして4月になります。時期的にはちょうどいいのかなというふうに考えておまして、今まではさくらを見ているだけでございますが、たまたま議員さんのほうからも案をいただきまして、笠森の自然歩道、ちょうど時期的に芽が吹く時期であるというようなお話もございまして、その自然歩道を歩いていただいて、そういったものもあわせる中で少し幅を広くした形で考えていきたいというふうには、今、考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（松崎 勲君） 森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 幅を広くということで、細かいところについて、次の質問とも重なるような気もいたしますので、次の質問に入りながら重なるところをやっていききたいと思います。

2点目、圏央道開通後の活性化施策についてということで、要旨としては、開通後の活性施策やインターの利用促進などについて。

開通後の交流人口はふえていくと、また、ふえなければいけないと思っています。観光客もあるでしょうし、通勤というわけにはいかないでしょうけれども、増加に対する具体的な施策があるのかお聞きしたい。何もないければ、長南町を通過するだけのインターとなってしまうと、開通するメリット、呼び込む施策や取り組み、

例えば主要都市の駅からの交通時間の短縮などをアピール、そういうことを考えているのか。活性化の施策としてどんなことを考えているのかということをお聞きしたいです。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 圏央道の関係でして、今度は開通後の活性化施策やインターの利用の促進などということとでございますけれども、開通によって、県内はもちろん県外からの移動時間も大幅に短縮されることで生活の行動範囲が広がり、観光分野に大きく波及します。

本町は、自然環境にも恵まれ、笠森観音をはじめとし、有数の寺院や熊野の清水など集客要素は数多くあります。また、四季を通じて各種イベントも開催し、年々本町を訪れる人もふえておりますが、県内特有の内陸部に共通して、一つの観光資源にインパクトを与えるものが少ないところでございます。

このようなことから、1市町村だけでは観光PRが薄いことから、圏央道周辺の中房総市町村が一体となつて、例えばこの地域にございます「波の伊八めぐり」など、これは各町村にもいすみにもあるということから、この間、いすみ市さんのほうから会議で提案があったんですけども、「波の伊八めぐり」を共同でやろうじゃないかというようなこともございました。そういったことで、中房総中心に、市原市から町村の場合は白子町さんを除いてかな、茂原市も入って中房総になっているんですが、その地域で例えば今申し上げた「波の伊八めぐり」をやるとか、それぞれ1つじゃなくしてみんなでやろうじゃないかということも企画に取り入れていこうじゃないかと。

こうした中で、町や各種団体が実施しているイベントを充実させ、さらなる入り込み数の増加を図ろうとするものでございます。

また、本町の観光協会には、寺院や特産品組合も多く加入していることから、それぞれがインターネットを通じてPRするよう働きかけてまいりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 今伺った中で、観光のほうであります「波の伊八めぐり」、結構これは名前が知られていますよね。こういう知られているものについて、しかも共同して他町村とやっていけるということになればすばらしいことだと思いますのでよろしくお願ひします。

長南寺めぐりなども広報に載っていましたが、ある程度成功していると思ひますが、そういうものと。

1つは、観光は非常に重要なことだと考えますが、観光以外にも例えば商業関係、工業関係、ゴルフ場も近くなれば入ってくると、利用税なんかもふえるかなんて少し考えているんですが、ほかに具体的に取組んでいる項目、活性化として、取組んでいなくてもこういうことが期待されるとか考えられるとかそういう、町民が若干わくわくするような話はないかと、期待できるようなことについて細かいところを報告できれば伺いたいと思ひます。

○議長（松崎 勲君） 事業課長、麻生由雄君。

○事業課長（麻生由雄君） 何かいい話はないかということとでございますけれども、ちょっと私案ですけども、長南町はゴルフ場が10カ所あります。インターチェンジ、多分ご利用になる方というのは、ゴルフ客が多いの



ではないかというふうに感じています。そうすれば、ゴルフ場が10カ所ありますから、ゴルフ場とこれから話をしなくちゃいけませんけれども、長南町のゴルフ場を使っていた人については少し割引をしていただくとか、あるいは長南町にあるゴルフ場3カ所使っていただければ4回目は半分にするよとか、そういうようなことを考えてもおもしろいのかなと。それは、ゴルフ場さんとこれから話をしなくちゃいけませんけれども、そういったようなことで少しは長南町をアピールできるのではないのかなというふうに、私案ですけども、そういうようなことも、今、考えさせていただいております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 今、ゴルフ場のお話はいいお話だと思います。やはりできる、できないじゃなくてとりあえず考えてみる、そういう方向性も大事だと。以前、町長前に質問したときに、いろいろな工業関係については情勢も悪い、ただ、そういうのを待ちの姿勢で、積極な待ちでいる、待つですよ、そういう待つでいるんですというお話を伺いましたが、やたらに開発して来いとは言いませんけれども、やはりそういう目的に合わせて活性化するためにそんな考えはないかということをお話しておくだけでも違うと思うし、そういうことを、前向きな姿勢を町民にぜひ伝えていただきたいと思いますので、最後に町長のほうからそういうインター開通したら、こういう取り組み、具体的な取り組みという難しいんですけども、前向きな姿勢を一言いただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） まず、インターが供用開始になったら、いかにして交流人口、長南町へ人が来てくれるような催し物というか、ものを起こすか、それで交流人口をふやす中でそれがよしとして定住につながるか、そこまでは非常に難しいんですけども、とにかく交流人口をふやして長南町のよさを知ってもらって、そして活性化につながると。活性化というとちょっと広いんですが、定住もあるでしょうし、あるいは仕事の場を見つける者もあるでしょうし、そういった活性化につなげたいと。

それと、もう一つは、やはり今の時勢でございますけれども、こういう働く場をいろいろな面で町が優遇する中で、少なくとも、最低でもよそと同じくらい、あるいはそれ以上の優遇をよく皆さんと話し合っている中で、こちらへそういった場所ができるような環境を整えていきたいと。例えば、町のほうですぐ対応するならば窓口を皆さんにオープンにして、長南町へ行ったらすぐ相談に乗ってもらえたというような窓口なんかも必要になってくるのではないかと。

いずれにしても、そういった形を用意していてやらなければならないのではないかと、こんなふうを考えています。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 森川剛典君。

○3番（森川剛典君） ありがとうございます。

今の質問を受けて、活性化に向けて頑張ってくださいたいと。

質問は戻らないと思うので、このことをお願いしておきますが、今、質問の中で出てきた観光マップ5,000部ほど刷ってそれで各所に配っていると。増刷する分にはそんなにお金はかからないと思いますので、町内の

観光各所にたくさん配っていただいて、多くの方に持っていただいて、長南町に来ていただきたいと。そういう意味で、観光マップを長南町の観光各所に置くようになったり、商工会とかいろいろな置く場所があると思うんですね。そういうところにたくさん置いていただきたいと。

そういう要望をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） これで、3番、森川剛典君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。再開は11時30分を予定しております。

（午前11時19分）

---

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時30分）

---

◇ 小 幡 安 信 君

○議長（松崎 勲君） 次に、4番、小幡安信君。

〔4番 小幡安信君質問席〕

○4番（小幡安信君） 4番、小幡安信です。議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。

今回、農業問題を中心に3点質問させていただきますけれども、いずれも結論を出すのが難しい問題であることは、私も十二分に承知しておりますが、さまざまな角度から検討し合うことによって、何らかの前進をしていければと思って質問させていただきます。

まず第1に、耕作放棄地について質問させていただきます。

長年、町でも農業振興策をとっているにもかかわらず、不耕作地、耕作放棄地の増加がとまらないように見えます。この耕作放棄地の問題については、特に以前、放火問題で大分消防のお世話になったこともあるように、冬季の枯れ草状態になると非常に問題が大きくなることもあります。また、景観的にもなかなか、先ほどから観光のことも問題になっておりますけれども、観光に来たときに非常に見苦しい状態でもあります。

まずこの耕作放棄地の現在の町における現状、そして解消のための方策としてどのようなことをしているのかをまずお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 4番、小幡議員さんの質問にお答えしたいと思います。

まず耕作放棄地の関係でして、現状と、またその管理、指導強化についてということでございますが、まず基幹産業の農業であり、豊かな自然環境、風景を保全し、限りある農地を有効に利用しながら、次世代に引き継ぐことが重要というふうと考えております。

農家一人一人が環境に対する意識を持ち、耕作放棄地としないように努めることが大切だと思います。町全体の耕作放棄地の調査は、平成23年3月、ことしの3月に農業委員会がまとめ約233ヘクタールの農地の15%、耕作放棄地が233ヘクタールで全体の15%となっております。そのうち、農業振興地域内に60ヘクタールほどある。さらにそのうち、26ヘクタールが圃場整備をやったということです。ですから、233あって、農振の振

興は60町歩のうち26町歩が圃場整備である。こういうのが現状だそうでございます。

町では、ご案内のように、全農家参加型農業の推進に当たって、耕作放棄地の解消と放棄地とならない対策として、担い手の育成により農地の集積を図り、稲づくりのできなくなった農地を引き続き耕作していただき、地域一帯となって取り組んでいただきたいと思います。

そのために、受け手となる農家、組織に対し、集積支援をしているところでございますが、耕作放棄地の解消については、労力と費用がかかり、なかなか耕作できる農地への復旧が進まないのが現状でございます。また、農業委員会との連携により、地権者を訪問して耕作の依頼あるいは集積依頼を指導していただくとともに、地域の農地の把握に努めていただいているところでございます。

本年の集積面積や新規契約で既に24ヘクタールとなり、耕作放棄地は1.6ヘクタールほど解消をされていますが、この秋にも集積が進むものと思われま

す。このように耕作放棄地をつくらないためにも、引き続き担い手に集積を推進してまいります。既に耕作放棄地となっている農地には、段階的に取り組み、まずは基盤整備された中の耕作放棄地の解消に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） ご答弁ありがとうございました。

では、具体的に幾つか再質問という形でさせていただきたいと思っておりますけれども、最初に私が申し上げましたように、冬枯れ状態になったときの危険性ということについて、ちょっとご答弁がありませんでしたので、このことについて、例えば消防署あたりから町のほうに改善勧告等があるのかないのか、まずそのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） 今のご質問にお答えしたいと思います。

その内容につきまして、広域市町村圏消防本部に確認したんですけれども、耕作放棄地そのものに対しての市町村への改善指導は特にしていないそうです。むしろ消防本部につきましては、基本的には空き地、あるいは空き家、そういったものに対して自宅や民家に近い建物の延焼防止、そういったものの目的で広域の火災予防条例第24条に基づきまして、その空き地や空き家の所有者に対する管理責任として、その延焼のおそれがある場合など、文書やはがきでお知らせして、自主的改善の枯れ草の状況、あるいは注意についてをお願いをしているというふうを確認しております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） では、消防署のほうからは、特段に耕作放棄地についての指導はないということなんです。町のほうとして現状を見て危険と思っているのか思っていないのか、そのことについてお願いいたします。

○議長（松崎 勲君） 地域整備室長、松坂和俊君。

○地域整備室長（松坂和俊君） 枯れ草につきましては、環境の面から空き家も枯れ草とか荒れ地、雑種地、そ

ういった苦情が何とかしてくれということで、地域整備室のほうに要望がある場合があります。農地も含めまして、そういった苦情が入っております。そういった場合は、まず町内であれば、地権者の方を調べまして、出向いてその辺の指導をしております。町外の方につきましては、郵送でそういう指導の文書と、あとシルバーさんの委託もできるということで、その辺の資料も含めまして郵送して指導をしておりますところでございます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） ありがとうございます。

この耕作放棄地を草刈りするというのは非常に大変であるというのは、私も農業をやっている関係で十二分にわかっておりますけれども、先ほど申し上げましたように、火災等に当たっては、非常な経済的損失も招くのではないかと思いますので、このことについては指導をもう少し強化していただきたいと思うんですね。

農地法の改正が先般あって、農業委員会のほうで非常に強い勧告をできるような仕組みができていますというふうに聞いてはおりますけれども、農業委員会のほうでこの耕作放棄地に対して何らかの改善勧告等をした事例が今まで何件ぐらいあるのか、教えていただけますか。

○議長（松崎 勲君） 農業委員会事務局長、御園生 明君。

○農業委員会事務局長（御園生 明君） ただいまの質問にお答えさせていただきますが、勧告指導、文書によります指導は今現在してございません。農業委員会の指導でございますけれども、まず所有者がみずから耕作を行う意思がある者につきましては、農業事務所と連携いたしまして、技術指導等しております。また、みずから耕作が困難と判断された場合は、集積、土地をだれかに耕作していただく、そのような集積をしていただき、相手方の紹介、あっせんを農業委員さんにさせていただいております。

また、農地を利用するものが確保されない場合は、その間、維持管理を地主さんをお願いしているのが現状でございます。

そのほかの活用としましては、やはり耕作放棄地を解消していただく米づくりができない場合には、やはり果樹、景観作物等の作付などを指導させていただいておりますのが現状でございます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 耕作放棄地もいろいろあって、私の住んでいるような山間部と同時に、先ほど町長さんの答弁にもありましたように、基盤整備したところにおいても耕作放棄地が発生していると。これは労力的な問題、跡取りがない、もっと言えば農業がもうからないということが大きな原因であることはわかっておりますけれども、町の観光を先ほど来言っておりますけれども、観光面から緑の保全、あるいは景観保全ということに関して、町としては緑ということに関して、都市住民の見る緑と地元に住む人の緑というのは大分違うと思うんですね。ただ単純に緑があれば自然だといって喜ぶのが都市住民だと思いますけれども、そこに住む人にとっては、例えば竹が年々押し寄せてくる、あるいは山がフジツル、そういうものに覆われてもう生えることもできなくなっている、いわば脅威として感じる緑というのが地元民にとってはあると思うんですね。

それをただ単純にきれいにしてくれ、刈ってくれというだけでは、そこに住む人のいわば限界を超える、限界集落という言葉もありますけれども、長南町の奥地に住む人にとっては、もう既にその緑の保全をすること

が限界を超える状態にあるといっても過言ではないと思うので、町として環境面から草刈りなり、緑の保全に対してもっと出費ができないだろうかということが私のこの耕作放棄地の解消策についての一つの提案でありますけれども、現在1反歩当たり、草刈り、24年度から条件次第では2,000円出すというところもありますけれども、このように、ある程度町として草刈りに対して補助といいますか、金銭的なものの面倒を見ることによって、もう少し放棄地の解消につながるのではないかと思いますので、そのための金銭的なものを町としては考えることができないのかどうか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 農業委員会事務局長、御園生 明君。

○農業委員会事務局長（御園生 明君） 費用面の関係でございますが、現在の状況では、なかなか耕作放棄地の解消は進まないのが現状でございます。今回、新たな施策といたしまして、耕作放棄地解消対策補助金として10アール当たり2,000円ということで、助成制度ができました。この制度もやはり規模拡大を図る農家に対し、やはり耕作放棄地を活用して生産調整を達成していただきながら、耕作放棄地の解消を図るもので、やはり条件のよいところで耕作していただきたいということで、解消につなげたいと、農地を継続して保全していきたいと考えた事業でございます。

それには、やはり耕作放棄地を解消するには、機械力に期待するところでございます。今後は、解消する農家の助成につきましても、やはり財源も伴いますので、現状を見る中で検討をしてみたいと考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 町長のご意見もちよっとお聞かせ願ひたいと思うんですけども、町として、環境整備に使えるお金、あるいは観光のために耕作放棄地を解消といいますか、景観をよくするために使えるお金というのは、どの程度支出できるものなのか、考えておりましたらお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 今、御園生室長が答えたのは、あくまでも耕作放棄地を解消する上で田んぼにしていっただ場合は2,000円あげるよと、こういうことを言っている、そういう制度は町のほうではつくってあると。片や、小幡さんの質問は、環境面で緑として評価ができない、荒れ地の緑について町がすばらしい緑というふうに思っている、または見られるような形にするのに町が金を出すと、こういう極端に言えば質問だと思いますが、現時点では出せない、それだけの財政力はないということでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） わかりました。はっきり言っていたらほうが、このことについて問題点を深めていくことができるかと思ひます。

耕作放棄地の水田化については、実は事例があるわけですね。農業委員会のほうでご存じかどうか知りませんが、芝原の瓜谷というところも夏にNPO法人が耕作放棄地を借りて水田化したという事例がありますけれども、町内でできないのであれば、町外の人の手をかりて耕作放棄地を幾らかでも改善できるのではないかとすることも考えるんですが、ほかに同様な事例がもし農業委員会のほうで把握しているものがありましたら、教えていただきたいと思ひます。

○議長（松崎 勲君） 農業委員会事務局長、御園生 明君。

○農業委員会事務局長（御園生 明君） 町内での事例ということで、まず須田地先にレンコン農家が新規就農で入りまして、ハス田に復田したということで、60アール程度でございますが……、申しわけありません。80アール程度でございますが、ハス田に復田したという事例がございます。

先ほど小幡議員さんの申されましたNPOの入った地区でございますが、芝原の瓜谷地先で、今は米を作付しておりますが、以前は景観作物でコスモスを一面に植えた場所を一時期、放棄地となっておった田を復田いたしまして、NPOが今現在米づくりをしているという場所でございます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） ありがとうございます。

耕作放棄地については、今後とも少しずつでも改善努力を続けながら、解消の方向に向かっていきたいと思っています。

これで耕作放棄地については終わりにします。

○議長（松崎 勲君） 暫時休憩します。再開は1時を予定しております。

（午前11時53分）

---

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

○議長（松崎 勲君） 一般質問を続けます。

4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） では、食事も終わったところで、また心機改めて質問を続けたいと思います。

耕作放棄地の問題についてやりましたところ、町ではちょっと無理だと、解決は無理だというようなことを言われましたので、じゃ、どうするかというと、やっぱり町の外からの力もかりなければならぬだろうということで、次の質問に移りたいと思います。

千葉県では、今年度より、新規就農者に対して年150万の補助金制度をつくって、農業者をふやす対策をとっているようですが、町として同様の新規就農者対策をとる気はあるでしょうか。

例えば、都会の人が農業を始めたいと思っても、農業者以外は農地の購入ができないという条件があります。50アール以上をまとめて買って農業を始めるには、大きな資金が必要となりますが、この条件を緩和することによって、新規に農業を始めるためのハードルを下げる工夫をしてはどうかと思いますが、他町村の状況と町としての対策をお聞きしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農業委員会事務局長、御園生 明君。

○農業委員会事務局長（御園生 明君） それでは、農業委員会の関係でございますので、私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

ご質問の内容は、50アール要件の市町村の状況と新規就農者への支援についてでございますが、最初に、農

地取得に必要な下限面積50アール要件についてお答えいたします。

農業者となるには、農地の確保が必要となり、農地法第3条の許可が必要となります。この許可を受ける要件の一つとして、経営面積の下限面積50アール以上となることが要件となっております。農地法では、その面積を市町村の農業委員会で設定することができます。

これにより千葉県下の一部の市町村は、独自の面積を定めております。千葉市は、地域によって40アールから30アール、市原市の一部では40アール、市川市の一部では30から20アール、野田市の一部では30アール、流山市は全域30アール、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町、君津市が40から20アールであります。夷隅地域では、いすみ市、御宿町が30アール、勝浦市、20アール、大多喜町、10アールと定めています。

長生郡市につきましては50アールとなっておりますが、必要に応じ、長生郡市農業委員会連合会で協議され、各市町村の農業委員会で審議をし、決定しているところでございます。

ちなみに、引き下げた市町村の新規就農者の状況を調査したところ、近隣の市原市は、去年は9名、大多喜町を含むいすみ市はございませんでした。調査した夷隅地域では、就農しやすい条件になってはいますが、増加していないのが現状とのことでございました。

町としては、毎年、審議しておりますが、郡市の状況を見きわめながら検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、新規就農者への助成に当たっては、町独自で個人への補助はございませんが、就農に合わせて各生産組合等に加入され、組合活動が町の補助金交付要綱を満たしていれば、間接的ではありますが、合理的に資金を活用できます。

例えば、新たにレンコン農家として就農し、町の組合に加入して、機械の共同購入をするなどのケースも考えられます。国の助成制度では、青年就農給付金経営開始型がございますので、農業委員会としては、町と連携し、国・県制度や、町の補助制度をわかりやすく説明し、指導、支援してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） ご答弁ありがとうございます。

実は、夷隅郡市で新規就農者がゼロというのは、私も予想外でありまして、正直言って、困ったなということでもあります。

ただ、この新規就農のハードルを下げることによって、都会の人が長南町、あるいは地元に戻ってきたくなくなるというか、長南町に来て、農業を始める条件のハードルが下がるというのは確実だと思います。

そこで、長生郡市で今まで横並びで50アールということであったわけですが、正直、過疎になっている状況の中で、長生郡市で、なぜそろえる必要があるのか。各地域でいろんな方法を通して、新しく住民をふやす、あるいは新規就農者をふやすという方策をとっているにもかかわらず、長生郡市内では、残念ながら、50アールという横並びしかできないというのは、ちょっと解せないというか、努力が足りないという気がするんですけども、これを長南町独自で下げることができるのかできないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 農業委員会事務局長、御園生 明君。

○農業委員会事務局長（御園生 明君） ただいま答弁の中にも、町独自の農業委員会で審議し、決定することができます。管内、長生郡市の状況は50アールと横並びでございますけれども、各町村の農業委員会で、やはり長生郡市の状況を検討しながら、今現在に至っているという状況でございます、町独自の下げることができますが、管内の状況を見た状況で、今現在の設定となっているということで、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 例えば、下げることによって農地を買いやすくなる。それで、農業委員会として困るのは、買った農地が荒らされたままになるというのは困ることだろうとは思いますが、例えば、他の市町村で現実に下げているところがあって、新規就農者もいるところもあるわけですから、その他の市町村で、下げたことによって、農地を買って、就農しないでそのまま荒らしてあるというような、負の面があらわれているような状況というのが、各地においてあるのかどうか。それについて、ちょっと調べたことを、お願いしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 農業委員会事務局長、御園生 明君。

○農業委員会事務局長（御園生 明君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。下限面積を引き下げた場合の問題点でございますが、近隣の郡市、夷隅郡、市原市のほうに伺いましたところ、取得後は農地として利用されているということでございます。その取得は、町外の方との売買は少なく、地域、町内の権利移動となっており、現在、家庭菜園的な作物を育てているということで、地権者が確実に耕作される農家を選んでいるということでございまして、現在のところは、そのような問題は生じていないということで伺いました。以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 小幡安信君。

○4番（小幡安信君） それを聞いて安心しました。

例えば、長南町で、長生郡市内の一本化を抜け出て、先駆的にこの条件を緩和することによって、農業をやりたい人が他の町村じゃなくて、長南町を選ぶという可能性がふえるわけですね。

今まで、なかなか長南町が、農業が活性化していないということに対して、1つでも風穴をあけることができる方策があるのだったら、それをとるべきではないかと私は思いますが、町長としては、どうお考えでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 結論から申し上げます。

今、小幡さんがおっしゃるように、その50アールが、例えば20とか10アール、1反歩にした場合、新しい方が農業につきやすいというようなことであれば、これは郡市の農業連合会ですか、郡市で決めることではないと、長南がその気であれば、農業委員会として決定をされて、私はよろしいのではないかと。

また、私が委員会を所管するわけではございませんけれども、私の立場としては、農業委員会のほうに、もし、今、小幡さんがおっしゃっているようなことで、新しい方が長南町に来て、農業経営がしやすくなるということであれば、ぜひ農業委員会のほうに、そういった向きで検討されるように、町独自でも検討されるようにお願いはいたしたいと。



まだ、現時点では、今、小幡さんがおっしゃっているように、必ずしも新しい農業者がそういったことでふえると、例えば、隣でもゼロだというようなこともございますので、ただ、その辺がふえるということであれば、私のほうとしても、農業委員会にぜひそのような形をとられたいという申し込みはして、もちろん委員会としては、町の方針がそうであれば、他町村に関係なく、十分協議してくれるものと思います。

それで、よくあることなんですけれども、これは例えば、私の例をとるとちょっとまずいんですけれども、私の例で言うならば、私の女房の兄弟がどうしても、今は一部宅地にしましたけれども、ゼロなんですよ、田んぼがね。それで、農地を買う際に、もう20年ぐらい前に、私の女房の弟になりますけれども、女房は農業、5反歩以上の経営者でしたから、女房の名前で買って、それこそ5年ぐらい前にそのところを分筆して、現在は一部を宅地、一部を農地として持っておるというのが事実でございますので、そういう決めがございますので、大変、現在の方でも、前から長南町におる方も、そういったことでお悩みの方、困っている方もなくはないと。身近にありましたので、一例を申し上げましたけれども、ですから、そういったことを考えますと、大いに検討していくべき問題だというふうに考えております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 非常に前向きな答弁ありがとうございました。

何らかの方策をとって、少しでも町が活性化する方向に行ってもらいたいと思います。

では、農業者の条件を緩和することについては、これで終わらして、次に、長南町の応援団を募集することについてに移りたいと思います。

町では、交流人口の増加をうたっておりますが、確かに花火大会、花めぐり、あるいは笠森寺への参拝客など、一時的に町を訪れてくれる人は多いように見受けられます。しかし、継続的ではないし、町に住んでくれるような発展性も感じられません。長く長南町に関心を持ってもらうために、ほかでも行っているようなサポーター制度をつくってはどうかと思います。

とりわけ町の出身者や、長南町に知人を持っている人などに応援団員になってもらえれば、長南町の宣伝やイベント参加だけでなく、町の外から長南町を見るという視点で、町のありように建設的な意見を言ってくれるのではないかと思います。町の考えをお聞きします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 長南町の応援団の募集ということで、サポーター制度の創設についてということでございますが、全国的に人口が減り始めておるわけでございます。千葉県でも大震災以来、2万人を超える減少が出たということでございまして、本町の人口を考えると、状況はさらに厳しくなってくるのではないかと、うふうに考えておるのが現状です。

ご質問のように、交流人口の増加がすぐに人口増につながるものではありません。何度となく長南町を訪れるうちに、町の環境に触れ、住んでいる人に触れ、住んでもいいと心が動いていくものと考えますので、当然時間はかかります。

本町の出身者や、愛着を持つ人たちが、市町村の応援団を組織し、企業誘致、あるいは定住促進、観光など

の情報収集、PR活動をお願いするようという、ふるさとサポーター制度の趣旨は理解しますが、何名ぐらい登録してくれる人がいるのか、どのような応援・支援を継続してお願いできるのか、制度が形骸化しないように、実効性をよく見きわめた上で、導入を検討してまいりたいと、現時点では、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） ありがとうございます。

実は、質問をつくった後に、長南町のホームページを見てみますと、ふるさと応援団のことを書いてあるんですね。それは、ふるさと納税に関してですけれども、「緑風のふるさと長南町 応援してください」というところがありまして、ふるさと納税をぜひやってくださいということで、ホームページ上に載っているわけですけれども、来週の決算のところでも質問しようかと思っていたんですが、このふるさと納税をしてくださっている方が、今、何名ぐらいいるかというのがわかりますでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 企画財政室長、荒井清志君。

○企画財政室長（荒井清志君） 今年度はゼロでございます。

今まで、ちょっとすみません、資料がなくて、頭の中の数字で申し上げますけれども、20年度で3名、21年度で5名、22年度で2名、昨年が1名ということになります。金額はよろしいでしょうか。

○4番（小幡安信君） 金額はいいです。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） ありがとうございます。

もっと多いのかなと思っていましたけれども、思いのほか少なくて残念でしたね。

これは、一つにはPR不足ということもあるのかもしれません。先ほど来、ホームページと広報だけじゃだめだと、いろんなところでPRをしろというようなことも言われておりますけれども、ぜひPRのためにも、ふるさと応援団という名称はともかく、長南町について考えてくれる人をもっともっとふやすことによって、行く行くは長南町に住んでくれる人もふえるんじゃないかという気はしますので、このことについては、もっともっと活発にPRしていただきたいと思います。

最後にしたいと思いますけれども、今までの質問、答弁、私も何回もやってきたわけですけれども、前例がないからやらない、あるいは、今までうまくいかなかったというようなこともあります。ただ、ここに来て、いろんな方策をとるのに、正直もうちゅうちょしている時間はないんじゃないかと、そういう気がしているんですね。できることは、何でもいいからまず始めてみる。トライ・アンド・エラーですね。やってみて失敗したら、やり直せばいいじゃないかと、そういう気概を持って、もっともっと積極的にやってもらいたと思います。最後に町長さん、もう一度、その辺の心構えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 最後の2点については、私でなくして、職員だれかから答弁をしてもらえれば一番いいんですが、今、小幡さんが言ったことは、最近、常に私が言っていることです。と申すのも、小幡さんというふうなまじわりというか、間柄になったということも、一つはあると思うんですけれども、少し、藤見、おまえ弱いぞと、インターネットがね。

ですから、最近、職員は私に言われている、ほとんどの職員が言われています。もう専門屋を1人つくろうじゃないかと。よく私はテレビやなんかで見て、うちに座っていてね、億以上の収入を得ているものがあるんですね。あれを見て、いや、すごい世の中になったなというような、私は人間が古いものですから、最近わかったんです。ですから、インターネットを使って、長南町をもう少し何とかしようじゃないかというようなことも、声があるのも全部承知はしております。言うても踊らないというのが現状であると。

それと、もう一点は、おまえら同じことをやるなと、同じことをやるなら、おれは会議に出ないぞというぐらいなんです。失敗してもいいんだからやれと。これもね、私が言っていることを、私が言ってもしょうがない、後ろのだれかが答弁で、常に藤見に言われていると、町長に言われているんだという答弁がぜひ欲しいんですけれども、だれも手を挙げませんから、私が言っていることを、自分が言っていることを言って、そういう体制を私としてはとるんだということで、今、一生懸命であるということだけはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○4番（小幡安信君） ありがとうございます。

以上で終わります。

○議長（松崎 勲君） これで、4番、小幡安信君の一般質問は終わりました。

---

#### ◇ 加 藤 喜 男 君

○議長（松崎 勲君） 次に、7番、加藤喜男君。

〔7番 加藤喜男君質問席〕

○7番（加藤喜男君） 議長のお許しを得ましたので、7番、加藤でございます。質問をさせていただきます。

今回の質問は、学校関係に絞りまして、教育委員会の関係者の方にご回答いただければと思います。

3点ございますが、まず初めに、小・中学校におけるいじめ問題等についてということで、お尋ねをいたします。

滋賀県の大津市で、昨年10月、市立中学の2年生の男子生徒が、当時13歳ですが、いじめを苦にして自殺したという事件が発生しまして、学校や教育委員会に家宅捜索が入る事態ともなり、真相の究明を進めておることとございますが、また最近でも、いじめによる自殺の報告がされておるところであります。

そこで、本町の教育行政についての質問でございますが、初めに、今回の報道等を受けて、教育委員会教育長はどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） それでは、7番、加藤議員さんのご質問の小・中学校におけるいじめ等の教育委員会の考え方ということについてお答えをしたいというふうに思います。

ちょっと大津の事件も含めまして、いろいろ考えを答えたいと思いますが、まず初めに、いじめということについて、定義についてですけれども、簡単にまず触れさせていただきたいと思います。

いじめという言葉は、かたい言葉でありますけれども、一般的には、相手の肉体的・心理的苦痛を快楽的に

楽しむことを目的として行われるさまざまな行為というふうにとられています。そして、実効的に遂行された嗜虐的関与、つまり残虐なことを好む、そういう関与をいじめというふうに定義されています。

また、文部科学省が児童・生徒の問題に関する調査で用いるいじめの定義は、子供が一定の人間関係にある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものと定義されています。そして、いじめかどうか、いじめか否かという判断は、いじめられた子供の立場に立って行うよう徹底させるとしています。一時期、いじめについては、いじめられている側の子供にも問題あるという考え方がされておりましたが、そこを文科省はきちっと定義したということになります。

つまり、意図的な言動でなくても、相手側が苦痛を感じた場合は、すべていじめになるということになります。そういうような定義で、まず初めに、いじめというのをとらえておきたいというふうに思います。

このいじめについては、どの子供にも、どの学校においても起こり得るものであることを十分認識する、これが非常に大切であると、私たちの認識としては重要であるというふうに考えますし、また適切に対応することが重要であると考えます。

また、いじめを防止するには、ここが大事だと思うんですけども、日ごろから、日常から、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童・生徒理解に立って、生徒指導の充実を通して、好ましい人間関係をつくって、そしてその上に立って、本町でも大きな施策の一つの柱にあります。安心して学べる安全な学校づくりとありますけれども、児童・生徒が安心して学びつつ、生き生きとした学校生活を送れるようにしていくことが重要であるというふうに考えています。

また、いじめの対応については、早期発見・早期治療ということが特に重要であるというふうに思いますし、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応することが大切であるというふうに考えます。そして、いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さずに、学校、教育委員会と家庭、地域、あるいは関係機関が連携し、対処していくことが重要であるというふうに考えます。

今回の大津市の事件のことについてどう考えるかということではありますが、報道を見る限り、学校はいじめの兆候を見逃したというか、多分、報道では子供たちも知っていた、また行動を見ていた、そして保護者も学校に訴えていたにもかかわらず、ああいう事件が起きてしまったということは、まず1つは、学校側の対応として、その兆候を見逃すというか、深刻に対応していかなかったというのが大きなところではないかなというふうに思っています。その後の自殺をした、命を落としたという事件の後の、また対応が非常にずさんといいますか、遅かったということもやはり感じるわけであります。本当にその問題を、全国のいじめを、今、問題に対応していますけれども、こんなことがあるのかなということを感じるところであります。

本町の各学校では、いじめをなくすためのふだんの指導が非常に大事だということを考えております。つまり、いじめが起きてからのいじめへの対応というのは、私たちは消極的対応と言っていますが、問題対応の指導です。それから、もう一方では、積極的な予防の対策、いわゆるふだんの教育の中に、人権教育も含めた、命の大切さも含めた、人間関係づくりも含めた予防としての対応というのが、積極的な意味での生徒指導ということで、いじめ対応も含めて取り組んでいるわけですが、今、長南町では、そういう指導を徹底して行っておりますので、いじめ発見のための工夫、これがなかなかいじめを見つけるということが、昨日の新聞報道を見てもわかりますが、全国で7万件以上のいじめがあって、千葉県が7,400という報道が出ていました。千葉

県はワースト・ツーだというのがありましたが、これは克明に調べれば調べるほど、件数がふえていきます。

ですから、その辺のとらえ方もありますが、いずれにしても、先ほども言いましたように、いじめはないんじゃないくて、あるという認識に立って取り組んでいくことが大事だと思いますし、日ごろの指導が大事だと、職員間で常にそういう話し合いを持ちながら、共通理解を図っております。

また、いじめを発見した際には学級担任、これも一つ問題なんですけど、学校は組織で動かないと効果が上がらない。この中もですね。地域も含めてそうなんですけど、それを一担任に任せたり、一関係者に任せていては、これはいけないというふうに思いますので、特定の教員が抱え込むのではなくて、学校全体で、組織力として取り組んでいくことが大事だというふうに思いますので、現在、長南町ではそういうふうに対応しているというふうに私は認識しております。

教育委員会といたしましては、意見箱の設置、学校によって意見箱だ、目安箱だと名前は違いますけれども、そういうのを持ったり、あるいは担任と児童・生徒による面談、あるいは交換ノート、悩み相談なども使ったり、定期的なアンケート等の実施などもしています。そういうのを通して、できるだけ早期発見・早期治療に入れるような、そして、実態把握に努めて対応しているところであります。そんなことで、ちょっとご質問以外のこともお答えしてしまいましたけれども、関係することですので、その辺ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございます。

今、本町もいろいろな策をとっておるということでございます。先ほども教育長さんから話がありましたが、おととい、昨日の新聞に、さっきの数字ですが、ワースト・ツーであるということで、新聞にでかかど載っておるわけです。

そこで、この関係の質問ですが、2011年度に全国の学校が把握したいじめの件数は7万2,231件に上るということで、本町の教育委員会から、これのアンケートとしてはどういう回答をなさったか、わかりますか。

○議長（松崎 勲君） 教育課長、齊藤正和君。

○教育課長（齊藤正和君） それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

本町では、アンケートは各学校、もちろん定期的にやっております。内容は、特に教育委員会からは示してございませんけれども、学校の実態に合わせて、友達関係を中心に自分のこと、あるいは知り得たことといたしますか、見たこと、聞いたことも含めて、アンケート項目に入れて調査しております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 今お聞きしたのは、この文科省の調査に対して、町はどのような回答をしたのかということで、いじめがあったのか、ある報告をしたのか、ないにしたのか、それをちょっとお聞かせ願います。

○議長（松崎 勲君） 教育課長、齊藤正和君。

○教育課長（齊藤正和君） 大変失礼しました。

つい先日も文科省からの緊急調査ということでアンケートは来ました。それについては、本町の場合はございませんので、なしという回答でさせていただきました。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） それは、生徒・児童両方ないということによろしいですね。

○教育課長（齊藤正和君） はい。

○7番（加藤喜男君） わかりました。

私もこの町に住んでいて、変な話、過疎が進んで新しい住民もそんなふえないということであると、昔ながらの学校がある程度は続いておって、そんなに陰湿ないじめは多分ないんだろうということは思っておるんですが、こればかりは、いつ起きるかわからないということで、先ほども教育長さんのほうから、意見箱だとか面談、交換ノート、アンケート等をとってやっておるということでございます。

どうしてもいじめというのは、先ほどの話であります、本人がそれを苦痛に感ずれば、もういじめになるという定義に最近変わったということでもありますので、非常に昔と違うんですが、こういういじめを受けた子供、児童・生徒がどこに連絡といいますか、救いを求めるかということになりますと、今の意見箱とかいろいろあるんですが、一つお聞きしたいのは、今、小・中学校にはスクールカウンセラー制度というのはあるんでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 教育課長、齊藤正和君。

○教育課長（齊藤正和君） ございます。スクールカウンセラーが月に何回か来て、中学が主ですけども、生徒の相談にのっていただいております。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 中学校が主ということで、これは勤務体系は、毎日来ているのか。あと性別、年齢が、もしわかればお聞きしたい。

○議長（松崎 勲君） 教育課長、齊藤正和君。

○教育課長（齊藤正和君） 年齢はちょっと、50代だと思いますが、女性の方です。月3回だったと思います。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございます。

なかなかスクールカウンセラーになる方は、相当大学院かなんかを出ていないとなれないというような話も、ちょっとほかの人から聞いたことがございまして、非常に難しい職業だろうと思います。

週2回ということで、どのくらいの時間来ているかわかりませんが、なかなか、子供たちがだれに話をするか。親にもしないと、先生には当然しない可能性がある。あとは友達、最後は電話相談とかですね。こういうスクールカウンセラーがせっかく来ていらっしゃるの、また有用に活用していただきたいと思いますが、今の時代ですから、電話で、またスクールカウンセラーにも連絡がとれるようなことになっているとは思いますが、その辺、十分に対応していただき今後も、いじめがないということでございますので、対応していただきたいと思っております。

それから、話は変わりますが、ほかの報道でもあれですけども、学校における、先ほどの話もありますけれども、隠ぺいの体質、どうしても学校内でおさめたい、もしくは担任の中でおさめたい、学校の中でおさめたい、教育委員会でおさめたい、なかなか出てこないことがまま、いじめの問題じゃない事例でも多分

あるんだと思うんですけども、隠ぺい体質をなくすには、なかなか難しいんですけども、この辺をどんどん外に出して、いじめはあって当たり前だという発想が多分、今この時代の発想だと思いますので、その辺の体質について、ひとつ教育長のご見解をお願いしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 隠ぺい体質、確かに私の頭の中には、十五、六、20年くらい前には、いろんな問題があっても、校長が学校の恥だということで、内部で解決しろということで、特に隠すという意識じゃなくて、外部に公表することが恥だという意識が強かったように思います。

しかし、平成18年の子供たちのいじめによる自殺の連鎖がありまして、ああいう事件をきっかけに、もう隠す時代ではない。いじめというのは、先ほど申し上げましたように、どの学校にも起こり得る、どの子供にも起こり得る状況だということで、隠すという、そういう意識は、今の学校教育の中にはほとんどない。長南町だけはないというふうに思っています。ただ、学校と教育委員会だけではなくて、教育事務所の関係者、それから地域の民生委員とかいろんな方の助けをかりながら取り組んでいくのが今の一般的なやり方ですし、長南町もそういうふうに行っております。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございます。

そういうことで、隠ぺいの、隠ぺいというちょっと言い方が悪いですけども、中でうまくやって、それを出さないですよという体質がだんだん、もうないということで、それを聞いて安心をしておるところであります。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 今の隠ぺい、隠すね。

実は、近いうちでは、去年の中学校の状況は、余りよろしくなかったということは、皆さん承知していると思うんですね。実は、だれが知っていれば隠さなかったかというのが問題ですよ。

私は知らなかった。聞いたから、そうしたら、今年はちょっと例年になくと、こういうわけですよ。責任ある者がそういうことを言うんですから、例えば、責任あるというのは、学校なら校長さん、教育委員会だったら教育長ですけども、ですから、私が知らなかったら隠してあったのか。教育長が知らなければ隠してあったのか。その辺がちょっと非常に難しい。去年、そういうのがたしかあったんです。聞いたから言ったら、あるんですね。だけれども、これは皆さんが言ったから、私は聞いたんですから。一般が言ったから、本当かと聞いたら、あると。だから、どこまで承知していれば隠していないのかね。その辺も定義づけが非常に難しいと思います。

それで、常に私が教育長に言っておることは、これは副町長も一緒にすることが多いんですけども、さっきの話のとき、あんたね、学年主任が握ってちゃ、教務主任が握ってちゃ、教頭が握ってちゃと、みんなで握りっこして、だんだんに大きくなってきて、校長のところへ来て、初めて校長が知って、何だということになったらとんでもないよと、それだけではなくしてくれというのを、年に二、三回、教育長と雑談する中でお願いして、また学校長も年に1回、ちょっと懇親会の場を持つようにしてあって、教育長に言っているんだけど、皆さん、そうだよ、そういうふうにしてくださいよと。とにかく私のところでとめようなんということは、

まずいけないからということはお願ひしていますので、よく隠すんじゃない、ただどこまで言ったら隠さないということになるのか、その辺が、定義づけが非常に難しいということもご理解いただきたいと思ひます。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 町長には、最後にご意見を伺おうと思ひましたけれども、途中でありがとうございますごさいます。

本当に町長のおっしゃるとおりで、どこまでが隠ぺいで、どこまでがあれだということで、これはまた本当に定義づけが難しい。最低でも町の職員までその辺の情報が入っているぐらいは、必要なという気はしますけれども、先ほどの話もありましたが、中学校の関係で卒業式にお邪魔をしましたところ、教育委員長さんがその年の状況をお話くださったと。ほかの議員さんは知っていたかもしれない。私はちょっと知らなかったもので、まさかこんなになっているとは夢にも思わなかったということで、私から見れば隠ぺいになるかもしれませんがけれども、なかなか定義が難しく、町長のおっしゃるとおりであります。

今、町長からお話を聞いたとおり、教育委員会のほうの教育長さん、各方面とやっておってくれるということで安心はしておりますが、いつ起きるかわからない問題、この問題に限らず学級崩壊とか、いじめではなくて暴力とか、いろいろ多分、学校の問題は多かろうと思ひます。学校の先生も大変でありまして、ご苦労は察するところでありましてけれども、よろしくお願ひをしたいと思います。

1つ追加で、学校評議員という制度が多分あって、本町にも各小・中学校はございますか。

○議長（松崎 勲君） 教育課長、齊藤正和君。

○教育課長（齊藤正和君） 学校評議員は、小・中学校全部の学校にございます。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 全部にあるということであれですけれども、これの評議員さんがどういう活動をするのかというのが、なかなかよく見えないところでありまして、この方々の意見を校長先生は求めるとか、求めることもできるということで、この決まりを見ますと、教育目標及び教育計画に関する事項とか、教育活動に関する事項、地域との連携の進め方に関する事項を、評議員さんに意見を求めることができる組織であるということとなっておりますので、評議員さんをどんなふうにするかというのは、学校の校長の手腕の範疇でしょうけれども、またこういう方の意見をお聞きできることであるならば聞いて、学校の運営にさらに生かしていただければと思ひます。

以上がいじめの問題でございました。ひとつまたいじめがないように、学校の先生方、またよろしくお願ひをしたいと思います。

続きまして、2点目でございますが、学校における体験事業という項目で質問をさせていただきます。

本町では、平成7年度より、各小・中学校において、独自の発想から児童・生徒一人一人の夢や希望をつなげるとして、子供の夢をはぐくむ事業を展開し、さらに平成23年度からは、キラリ輝く長南っ子事業を創設したところでございます。

このような事業は、周辺自治体も事例が少ないようですが、昨年度からのキラリ輝く長南っ子事業では、児童・生徒が目標を持ち、積極的に学習意欲、競争心をはぐくみ、団結力を高めるとともに、長南町の伝統芸能、文化体験のためとの町長の施政方針は述べておるところでございます。



わかりやすい予算書を見れば、漢字能力の検定事業と、これは去年度の事業ですけれども、合同鑑賞会、伝統芸能・文化体験事業を行い、特色のある教育活動に取り組むとしているというのが現状の流れかと思います。

夢をはぐくむ事業から相当な年月が経ちまして、ちょっとはじいてみますと、もう夢をはぐくむ事業で7,000万ぐらい使っておりますね。それから、去年、今年から、大体300万ずつくらい使っておるわけですけれども、近隣でこのような事業はありますか、お尋ねいたします。

○議長（松崎 勲君） 教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 長南町は、私も茂原にいるころ、夢事業が始まったということで、そのときに各学校の先生方が異口同音に言ったことは、長南町はすばらしい事業を始めたなということの評価がございました。中身は、いろいろ聞くと、夢事業だということで、夢に関する、そのころの子供、今もそうですが、夢を持つことが非常になかなか苦手な子供たちが多いということで、あの夢事業というものを非常にうらやましく思ったということで、まだ今のところ、近隣ではこういう活動を行っているところはございません。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございます。

聞くとそういうことで、本町が独自に、今、郡内ではずっとやっていると。それから、ほかの郡内の市町村で、これをまねする町も余りないということで、一応、昔の内容を教育委員会からもらってございます。どういう事業をやって、どのくらいお金を使ったかということで、いろいろ項目がございます。

どうしても、毎年、昔は100万円出てきましたので、各校、先生方も大変で、いろいろな事業を計画してやってきて、その中のどこかの中間報告で、マンネリ化をしてくれているんじゃないかと、マンネリ化に注意してくださいというような、たしか教育委員会の教育報告の中に、教育委員会から提言したんですかね、そういうのがありました。

なかなかこれは、毎年毎年、歌舞伎を見に行くわけにもいきませんし、スキー教室ばかり行ってるわけにもいかないし、いろいろこれは先生方が大変だと思って、今、心配をしておったところですが、去年からシステムが変わったということで、その中で、先ほども言ったとおり、漢字能力検定事業とか、合同芸術鑑賞会、伝統芸能、文化の体験といろいろ特色のあることをやっていきたいということで、なかなかよろしいんじゃないかと思います。

私のリクエストとしましては、この漢字検定事業、こういう何か資格ですね。資格を児童・生徒に、その年齢に応じたいろいろな資格取得があるわけですけれども、そういうところに金をつぎ込ませていただいて、例えば、合同芸術鑑賞とか伝統芸能というのは、音楽や美術の世界のどこかに、活動の中に取り込んでいただくような形で、本当に子供たちが何かの目標を持って、この資格を取ろうとか、この勉強をしようとか、そういうものがあるのであれば、それにお金をつぎ込むというようなことで、本人が希望して向かうものにサポートしていくことが、児童・生徒の学力向上、将来に向けていいんじゃないかなという考えを最近しておるところですけれども、教育長、いかがでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 実は、これは夢事業は16年間続いたわけです。それで、夢事業の中身は、今、議員さんがおっしゃるように、ミュージカルや能楽、狂言、あるいは歌舞伎の鑑賞、あるいはスキーやガラス工芸の

体験活動、地引網とか、それからコンサートや講演会のいろいろ、そういうふだん学校で体験できないものをずっとやってきたわけです。

これは、夢とか希望というのは、つかみどころがないといえないんですけども、非常に子供の心に残るもの、形としてはすぐに見えませんが、将来的に残るものだというふうにとらえて、これは事業としては、すばらしい事業だったなというふうには思っております。

そういうところにやってきたんですが、議員さんおっしゃるように、学校側がいろんな事業をどんどん組んでいくことによって、先生方も非常に多忙になってきていると。そういう中で、町長のほうからもあったんですが、そろそろ総括してみたらどうかということで、学校の校長たちの意見も聞きながら総括をしました。

そこで、今回のキラリ輝く長南っ子事業ということで、3点に絞ったわけです。その一つが今言った検定事業ということで、今、学力の一番低下の原因に、文字離れがあるということがありまして、特に長南の子供たちは、それに加えて学習意欲にちょっと課題があるということでしたので、まずはこの検定に挑戦させていくという気持ちを育てたり、それから、結果として基礎学力につながっていくということで、非常によく取り組んだわけです。

これは、他の市町村から見ても、非常にいい取り組みだと評価をされていますが、ちょうど2年目を迎えて、子供たちは非常によく元気に挑戦をしています。もちろん、落ちたとか受かったとか、そこを比較して、子供をどうのこうの言うわけじゃありません。子供たちを褒めながら、次の級に挑戦させていく。落ちた子は、またもう一回やらせていくと、励ましながらやらせていくという、そういう方向で今進めています、非常にこれはいい取り組みじゃないかなというふうに思っています。

それと、もう一つは、夢事業の中でやっぱりよかったこと、今、加藤議員さん、こういうのは余りどうかというお話でしたけれども、夢事業の中で、一番子供たちもよかったし、先生方が見てよかったというのは、やっぱり生の鑑賞、これは非常にインパクトが強いということで、情操教育にもなりますし、非常にこれ、いい行事だなということで、夢事業、キラリ輝くに引き続いて、今、行っているということです。

それと、もう一つは、指導要領が変わりまして、愛国心だ、郷土愛だとかということが強調されました。その中で、前に小幡議員さんからも質問があったんですが、長南町のやっぱりよさをきちっと、特色を伝えていかなければ、これは心に残らないわけですので、将来、あの子供たちがどの地域で生きようと、自分の住んだふるさと長南は、こういうよさがあるんだと人を人に語る、語れることは、またバックで周りから長南町を応援することにもつながるわけですので、そういう意味で、郷土の長南の誇る芝原人形、そして袖凧、べに花染め、この3つを学年を決めて、3年、4年、5年生でそれぞれ1つずつ、歴史も含め、制作も含め、ボランティアの方々の協力を得ながら取り組んでいくので、これもやはり非常に大事な取り組みの一つかなと思っています。

3つに絞ったということで、学校の評価が、先生方の評価が非常にやりやすくなったと、煩瑣がなくなったということで、しかも子供たちが喜んでやっているということですので、マンネリ化を防ぐと今ありましたけれども、マンネリ化を防ぐには、やはり評価、反省、改善、これを常に繰り返すことが最善のマンネリ化を防ぐことではないかなと思います。

この行事も、15年も20年も、もしやっていけば、多分マンネリ化になるんだろうというふうに思いますが、

それを防ぐには、評価、反省、改善ということが大きなポイントになるかなというふうに思っています。ですから、ぜひこれは続けていきたいと思っています。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございます。

教育長のおっしゃったとおりでございます。私も、漢字もこれは大事です。日本人ですから、一番大事な漢字で、それから、本町では英語に非常に金を使っておりまして、町長さんからたくさんお金をいただいております、ALTに年間400万ぐらい払って、あとそれから、またほかにも何百万も払って、小学校にも行っていると。そういう面から考えると、英語の検定なんかもどうかというのは、お願いも考えて検討していただければと思います。

そんなことで、マンネリ化もあつたろうと思いますし、先生方もこれは非常に、私も、ご存じのとおり、教育委員会に4年間ぐらいお世話になっておりましたので、事業の大体の概要は知っておりますが、先生方もいろいろ苦労して、知恵と時間を費やしておるわけですね。ですから変な話、その知恵と時間をほかのほうに費やしていただけるとよかつたんじゃないかなという気もしておるところでありますので、その辺、またひとつよろしく願います。

ただ、個人的には、変な発想として、余り言つてはよくない話ですが、余り教育が進んでいくと、皆さん、もう町の外へ外へと、県外、地球の国外へ行つて活動するようなことになってしまひまして、これは喜ばしいことなんでしょうけれども、本町にとっては余り、困つたなというような感じで、変な話、教育も何々というくらいを、個人的には考えているものでありますので、この辺もまたひとつよろしく願います。

それでは、学校の体験事業については、これで終わりにいたします。

最後のご質問ですが、学校適正配置検討委員会についてということで、進捗状況ということでお話をさせていただきます。

児童・生徒の減少に伴ひまして、小学校の諸問題の調査、学校の適正規模、適正配置を検討するため、平成22年度に学校規模適正検討委員会が要綱設置をされ、学校の規模、適正配置についての検討を進めてきました結果、本年1月に複式学級を避ける方向での解決策を検討するために、さらに学校適正配置検討委員会を設置することが望ましいとの提言がなされまして、このため前回の定例会におきまして、条例設置で長南町学校適正配置検討委員会が設置されておるところであります。

そこで、この関係の質問ですが、たしか18名の委員を条例では選ぶということになっておりましたが、6月の議会で可決しておりますので、その後の状況で18名が決まつたどうか、ちょっと聞きたいと思ひます。

○議長（松崎 勲君） 教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） それでは、ご質問の学校適正配置検討委員会についての進捗状況ということでお答えしたいというふうに思ひます。

実は、先月29日に第1回目を行ったところでありまして、6月議会におきまして、先ほど議員さんおっしゃったように、長南町学校適正配置検討委員会の設置条例が可決されたわけでありまして、それを受けまして、その後、委員の方々の人選に入り、そして第1回目が先月29日に行われたというところでございます。

内容は、委員の皆さんの委嘱状の交付から始まりまして、委員長、副委員長互選ということでもありますので、委員長、副委員長の選任、そして報告の中で、この委員会、適正配置検討委員会設置に至るまでの状況報告ですね、この経過報告といえますか、ここがまず基本になると思いますので、その経過を報告し、そして、一番基本になるのが、現在、進めている4小学校での連携教育、これも特色のある、近隣では余り行われていない特色の一つなんですけれども、その取り組みを説明させていただきました。

これは、今後の協議の一番基本になるというふうに思いますので、これをやめるかやめないか、やめて次にどうなのか、今の教育法を改めて、指導法を改めて、ほかのほうに変わっていくのかという一番のもとになりますので、それを説明させていただいたわけでございます。

そして、次に、この適正配置の委員会の、今後こんな内容を協議、こんな内容について検討していきますということ、第1回目ですので、ちょっと時間がかかりましたけれども、行って来たわけでありまして。ですから、今後また、あと二、三回予定していますけれども、その辺を踏まえながら、十分これから協議に本格的に入っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございます。

決まったということで、8月29日に開会されたということを教育長から伺いました。この委員はお聞かせいただけるか、何かお示しいただけますか。

○議長（松崎 勲君） 学校教育室長、石野 弘君。

○学校教育室長（石野 弘君） では、加藤議員さんのご質問にお答えします。

この委員18名となっておりますけれども、18名以内なんです、それで、第1回の検討委員会では、16名の委員さんを教育委員会のほうから委嘱状を交付させていただいたところでございます。

委員さんにつきましての名簿はございますので、もしあれでしたら、後ほど議員さんのほうにお渡ししたいと思いますが、そういうことでよろしく願いいたします。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 今はいただけないですね。

○学校教育室長（石野 弘君） この場ですか。

○7番（加藤喜男君） この場でいただけますか。

○議長（松崎 勲君） 学校教育室長、石野 弘君。

○学校教育室長（石野 弘君） じゃ、お渡しいたします。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございます。

委員長は、松崎剛忠議員さんということで、以下委員さんが16名ということで、この中に議員さんも各地区でしょうか、4名入っておるといことで了解をいたしました。

そこで、この条例をつくるときにもちょっとお尋ねをしたことがあるんですけども、この委員会は、どこかで結論を出すんですけども、この1回目の委員会で、いつごろ結論を出すかというまもりはありました

でしょうか。1回目の委員会のときに、この委員会の提言は、いつごろにまとめようというエンドの話はありましたか。

○議長（松崎 勲君） 教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 今後のこの委員会の進め方の中で、協議をしていく中で、こんなことを協議するというをまずお話をして、非常に、今まで全国の先進地域といいますか、既に済んでいる地域を見ますと、みんな五、六年かかって大変な時間をかけてやっているわけですね。

ということは、大変な問題があるんだろうと、もちろんあるわけですね。学校の問題というのは、地域の人、一人一人が全部かかわって、そこで育ってきている。しかも文化センターでもありますし、そういう学校の問題を話し合っていく上で、とても1回、2回の会議で結論を出せる問題ではないというふうに思います。できるだけ効率よくやっていっても、できれば2年以内に提言としてまとめていただきたいというお話を1回目の委員会の中で、私のほうでさせていただきました。そういうことで、一応、委員の皆さんには理解していただいたというふうに思っております。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございます。

2年以内ということで、その席では話が出たということのようでございます。

今、教育長がお話ししたとおり、時間が多分かかるんだろうとは思いますが、前例がいっぱいあるわけですね、今おっしゃったとおり。ですから、全くほかでやっていないことをこれから本町だけが始めていくとなると、これはなかなか大変、この間は、長柄町の水上小学校もなくなりましたけれども、近隣でも、大多喜町でもあるのかな。また議会は議会のほうで、この辺のあれを勉強していこうという話も出ておりますが、前例があったり、いろいろな経験をした人がいっぱいいるわけですから、なるべく密に会議をしていただいて、せめて、現在の藤見町長の任期中にでも結論を出していただけるぐらいの、中間答申でもいいですけども、出していただけるぐらいのほうが、めり張りがついてよろしいのかなというふうに考えるところであります。

それから、この会議は、状況をできれば、今、町のホームページ、速さのほうでいろいろ、もう直ったんですけど、まだ直らないのかな。教育委員会の欄でもつくっていただいて、各委員会の議事録を載せていただくと。だれがどういうことを言って、どういうふうになって、今後どうするんだということが、町民の方々にわかること、広報に載せてもらうのもいいでしょう。そういうことで、オープンに進捗状況をお話ししていただくのがよろしいのかなと思います。

それから、この委員会は、傍聴は可能ですか、教育長。

○議長（松崎 勲君） 教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） まだ設置委員会の中で、その旨をちょっと話し合っておりませんが、基本的には、私もいろんな会議で、県の会議にもかかわりましたけれども、個人の考えが傍聴人によって多少影響される。例えば、私は教科書採択で委員になって、県の採択に行っているんですけども、そういうときに傍聴人がいると、傍聴の人の影響で多少意見が言えなくなったりする場合もあるということで、傍聴は一応させていません、普通の会議では。

ですから、この会議においても、そういうことはないかと思いますが、一応、委員の皆さん方の考えも聞き

ながら進めていきたいと。ですから、協議内容については、公表の仕方は、またいろいろ検討していきたいと思いますが、傍聴については、もうちょっと委員長さんも含め、皆さんの意見をちょっと聞いてみたいというふうに思います。

○議長（松崎 勲君） 加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 条例設置の委員会でもありますから、最低でも議員はフリーパスで傍聴させてもらえるとか、議員はですね。そのくらいで進めていただくのがよろしいと思いますけれども、何か藤見町長が言いたそうですから、意見があれば。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 大体の終わりに近づいてきているようではすけれども、感じたものを申し上げますけれども、小学校4つをどうするかということは、非常に町にとりましても大きな関心事でもあり、町としても大きな問題でございます。

そういったことで、今おっしゃるように、秘密会議であっては、絶対にならない。これはもう絶対にならない。多くの方々に知ってもらうような形がやっぱりいいのではないかと。ただここで、傍聴等については、今教育長が言われたように、いろんな意味で委員さんの考えの発言が差し支えるようなことがあってもいけませんので、その辺、十分検討はさせていただかなければならない問題だと思います。

ただ、皆さんに知っていただくことについては、ホームページで案内するとか、余り私はホームページは好きでないから、またかわった方法で、やっぱり全町民ほとんどが、そういうのがわかるというのは、常にわかって、状況が進んでいくようにしていくのが、学校の今回の問題についてはそれが一番いいというふうに考えますので、よく教育委員会のほうと執行部のほうでは、今後話し合って、それに沿うようにしていきたいと、こんなふうに考えています。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございました。

傍聴は考えていただくことにしまして、毎回の議事録の公表ぐらいは、ホームページを使っていただいて、広報でも併用でいいんですが、簡単に何かできれば、お金のかからないのはホームページかなと思いますけれども、過疎の委員さんの集まらないのから見れば、まだこちらのほうが、町民の方々、非常に興味が、言いたいこともあるんだろうなという気がします。ですから、その辺ひとつオープンに、町長も言ってくれましたので、オープンで早く何らかの結論を出して、また次に進むというようなことで、よろしく願いをしたいと思えます。

若干時間が残りましたが、これにて私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） これで、7番、加藤喜男君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。再開は2時25分を予定しております。

(午後 2時10分)

---

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時25分)

◇ 丸 島 な か 君

○議長（松崎 勲君） 一般質問を続けます。

次に、9番、丸島なか君。

〔9番 丸島なか君質問席〕

○9番（丸島なか君） 9番議席の丸島なかでございます。

私で最後の質問となりました。大変お疲れとは思いますが、いましばらくご容赦願いたいと思います。厳しい残暑が続いておりますが、富士山では12日、初冠雪、平年より18日も早く、昨年より12日早い初雪化粧宣言だそうです。暑さの中にも着実に季節は移っていると感じました。

それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、質問に入らせていただきます。

1点目の熱中症対策について、各学校に冷水機、またミストシャワーを設置することについてお伺いをいたします。

年々厳しさを増す猛暑、学校での熱中症対策が課題となりますが、熱中症は炎天下における脱水症状などが原因となるようですが、日射病などと違い室内でも発症し、年々増加傾向にあるようです。特に、昨年の東日本大震災以降、節電対策として冷房などの使用が制限されていることから、一層注意が必要ではないでしょうか。

ちなみに、平成24年7月中の熱中症による救急搬送状況についてちょっと調べてみました。全国における熱中症による救急搬送人員は2万1,082人で、平成23年7月の熱中症による救急搬送人員1万7,963人と比べて、約17.4%の増加となりました。これは調査開始、平成20年以来、7月では過去最多であり、月単位としても平成22年8月の2万8,448人に次ぐ2番目となっているそうです。

内訳としては、熱中症による救急搬送人員の年齢区分を見ますと、高齢者、これは65歳以上ですけれども、9,531名、これは45.2%と最も多く、次いで成人、18歳以上65歳未満、これは8,276人、39.3%、少年、7歳以上18歳未満、3,087人、14.6%、乳幼児、生後28日以上7歳未満が187人で0.9%の順となっているそうです。

このような状況の中ですが、埼玉県上尾市の各小・中学校では、2台ないし4台の冷水機を平成16年から導入をしているそうです。導入のきっかけは、暑さによって体調を崩す子供がふえたことを受けて、前の年より、15年より学校でアンケート調査をするなどをして、冷水機の検討を初め、熱中症を防ぐには小まめな水分補給が何より大切と考えたそうです。

これは、その教育委員会とか学校の先生のお話ですけれども、冷水機が採用された理由として、まず1つ目が、耐久性があり、日常的なメンテナンスが不要なこと。2番目として、毎朝タイマーで機器内の水を強制的に入れかえる自動洗浄システムが装備されていて、衛生面にも配慮されている。また3つ目として、飲みやすさを追求したバブラー、これは注水口だそうですけれども、——や、大勢が使用しても冷たい水が提供できる連続冷却構造もすぐれているとのことでした。

近年、夏場の暑さが増しており、水道水では飲みづらい子供も多いようです。それだけに冷水機をうまく活用して、熱中症対策に努めてほしい。また、冷水機の使用状況については、夏場は休み時間になると、子供たちの行列ができるほど。熱中症対策としては、家庭から水筒を持参しているが、やはり常時冷たい水が飲める

冷水機の効果は大きく、子供たちも喜んで飲んでいる。また、小さい子供も踏み台なしで使用できる高さや、多量の水が出ないので床濡れしにくく、節水にもつながっていると、使い勝手も評価されている。このようにお話をされているところでございます。

これからの気温上昇に備え、確実な水分補給を行うためにも冷水機の設置は必要ではないでしょうか。町としてどのようにお考えか、ご所見をお伺いいたします。

もう一つのミストシャワーの件ですが、やはり熱中症対策として最近ふえているのが、このミストシャワーです。ミストシャワーは、小・中学校の昇降口やグラウンドの出入り口に設置をされています。細長い管に一定間隔にあげられたノズルから水道水が霧状に噴射され、涼感とともに気化熱で周辺の気温を平均で3度くらいは下げる効果があるそうです。水道水を使用するために、環境にも優しい特性があると言われていたということです。涼しくて心地よいと各地で好評のようでございます。このミストシャワーの設置についても、あわせてお伺いをいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） それでは、9番、丸島議員さんご質問の熱中症対策の各学校に冷水機、あるいはミストシャワーを設置してはどうかということについて、お答えをしたいというふうに思います。

現在、各小・中学校の熱中症対策につきましては、対策の一つ、いろいろあるわけですが、先ほど議員さんおっしゃったように、活動の間に休息を小まめにとるとか、水分をとるとかあるわけですが、また中学校では、校長さん自ら計測器を買って、器械による熱中症危険度をはかりながら対応しているというようなこともあります。その対策の一つとして、現在は、児童・生徒の水分補給、これを十分させるということを目的に、麦茶、お茶、スポーツドリンクなどを入れた水筒を個々に持参させているのが現状であります。

このような中で、まず熱中症対策として冷水機の設置をというご質問でありますけれども、冷水機には直接水道管から引く方式やタンク方式などがあるということですが、維持管理や衛生面などを考えた場合に、現状の水筒で十分対応ができるかなということを考えているところでございます。

また、もう一つの熱中症対策として、ミストシャワーの設置というご質問ですが、水道水を霧状にして噴射するミストシャワーにつきましては、蛇口と直結して使用するものでは電気が不要でありまして、簡単に取りつけができて、そして比較的安価に設置できるものもあるようですので、教育委員会といたしましては、各学校とミストシャワーの必要性や効果などについて十分検討して進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） 大変ありがとうございます。

私は、2学期に入りまして、小学校の読み聞かせに行ってまいりました。本を読み終えた後なんですけれども、時間的には朝の8時20分ぐらいだったんですけども、その教室の温度は32度ほどございました。そして、子供たちの意見も聞いてきましたけれども、水筒は持ってきているんですけども、午前中で飲み終えてしまうと。また、冷たいお水が飲みたいとかという、そういうような話もしておりました。



冷水機を設置した場合、電気料金はどれくらいかかるかといいますと、よく使う夏場なんですけれども、2台、4台とさっきお話がありましたけれども、夏場、月2,000円ほどで、水道料金というのはほとんど変わらないということです。全部の学校につけていただければ一番いいわけなんですけれども、試しに1カ所か2カ所だけでもお願いできればなど、そのように思っているところでございます。

それで、ミストシャワーについては、今、これは最初、学校というふうに言っていたんですけれども、保育所とかも子供たちがとても喜ぶのではないかなと、そんな気もいたします。学校でも散水機といいますか、スプリンクラーというんですか、そういうのをたまにやると、どうしてもお水のまいてところに子供たちが集まってきますねという、そんなお話もしておりました。

町として設置するには、予算が必要なわけですので、なかなか難しいとは思いますが、町の子供たちが少しでもよい環境で過ごせるようお願い申し上げまして、これは要望ですので、ひとつ前向きに検討していただきまして、よろしくをお願いしたいと思います。答弁はよろしいですので、最初の質問はこれで終わらせていただきます。

次の2点目の質問のほうに移りたいと思います。

子宮頸がんの予防対策について、細胞診にあわせてHPV検査を行うことについてお伺いをいたします。

質問の前に、平成22年度には、中学生女子を対象に子宮頸がん予防ワクチンの接種を公費で実施していただきまして、また近隣市町村では、行っていない集団接種をやっただいて、本当にありがとうございます。

また、その続きのような感じにもなるんですけれども、日本では年間約1万5,000人の女性が子宮頸がんを発症していて、約3,500の方が亡くなっているということです。特に最近では、20歳から30歳代の女性で子宮頸がんにかかる人が急増しているということです。

子宮頸がんはHPV（ヒトパピローマウイルス）、これが原因で発症することがわかっているわけなんですけれども、ほとんどの女性が一生に一度はこのヒトパピローマウイルスに感染すると言われております。そして、10人中9人は免疫力でウイルスを追い出せるのですが、まれに持続感染すると細胞が変化をして、進行が進むとがん細胞へと変化することになり、子宮摘出が必要になります。

がんに行進していく過程で症状がほとんどないことから、早期検診で発見することが重要になってくるわけです。現在、主流の検診はといいますと、子宮頸部から採取した細胞を顕微鏡で観察し、がんに行進している細胞がないか肉眼でチェックする細胞診です。この方法ですと、進行したがん細胞の発見には有効であるわけなんですけれども、がんになる前の細胞、前がん病変は見落とすことがあるそうです。

一方、このHPV検査は、細胞診よりも高精度で前がん病変を発見できるために、両方を組み合わせることですらに精度の高い検診が可能になると言われております。自治医科大学の鈴木光明教授は、子宮を傷つけないためにも、絶対に前がん病変を発見する検診は必要である、ワクチン接種も前がん病変を防ぐのに有効であると、このように強調しております。

導入のメリットとして、まず受診者は、将来の予測が可能なので安心感があります。より長い検診間隔が確保できるということです。細胞診とHPV検査両方がマイナス、異常がなければ、3年は検査が不要ということだそうです。また、感染の可能性のない高齢者の検診は終了、卒業できるということです。行政側としては、検診対象者の絞り込みが可能になる、効率化だとか費用削減、検診や医療費など、島根県の出雲市では、検診

費用を3割削減できたという、そういう事例もございます。医療側は、見落とし不安解消になるということです。検診目的が死亡率減少でなく、がん予防になる。がんの発見でなく、前がん病変、中等度異形成の段階で発見できるので、子宮の温存ができるということで、このようにたくさんのメリットがあるようですので、この我が町でも取り入れる考えはないか伺いをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 丸島さんの2点目、子宮頸がんの予防対策についてということで、細胞診にあわせてHPV検査を行うことについてということでございますけれども、町の子宮頸がん予防対策は、中学1年生を対象としたワクチン接種と20歳以上を対象とした子宮がん検診、これは細胞検診を行っております。子宮頸がんは、ワクチン接種と定期的な検診により、ほぼ100%防げると言われております。

ご質問の子宮がん検診の細胞診、HPV検査の併用検査の実施でございますが、県内の実施状況は、ちば県民保健予防財団のモデル事業として、23年度から3年間は東金市で、また24年度、今年から3年間は長生村と東庄町で実施されております。検診の精度についての検証・評価が行われております。なお、単独で実施している市町村は、現在のところございません。

この併用検診は、国際的には推奨されておりますが、我が国においては、日本産婦人科医会が定める暫定的な運用指針があるものの、国としては厚生労働省において検診のガイドラインについて、現在検討中でありまして、有効性や検診の間隔などの根拠が定まっていない状況です。

このようなことから、本町への導入については、ガイドラインの策定状況、あるいは予防財団の評価など、さらに情報収集する中で、検討させていただきたいと現時点では考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） 答弁ありがとうございました。

厚生労働省のほうから、5日発表されました来年度予算の概算要求に、原因となるウイルスのDNAが子宮頸部にあるかを調べるHPV（ヒトパピローマウイルス）検査への補助を柱とする新規事業費116億円を盛り込んだということです。

HPV検査は、これまで一部の自治体、私が聞いたところによりますと、全国、今35市町村、これは8月の初めにお聞きしましたがけれども、この35市町村が行っているということで、死亡率が上昇している女性特有のがんの早期発見のため、新たに30歳代への検診を中心に実施するとの、厚生労働省のほうからお話があったということでお聞きしました。

受診率の日本の現状はといいますと、世界最低で二十四、五%、外国ですと70から80%に達しているということで、日本の二十四、五%で、受診者層では、高齢者が多いということをお聞きしております。そこで質問なんですけれども、町内の検診受診率をお伺いをさせていただきます。

○議長（松崎 勲君） 保健福祉室長、湊 博文君。

○保健福祉室長（湊 博文君） ご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

受診率の状況でございますけれども、平成22年度の実績で申し上げさせていただきます。本町は39.5%でございました。参考でございますけれども、千葉県では27.5%、全国平均では23.9%という結果でございました。

高齢者の受診者が多いというお話でございましたけれども、長南町の受診者数666人ございまして、その上位から申しますと、トップが60から64歳で96人、2番目が65歳から69歳で84人、次に55歳から59歳が83人というところでございます。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 丸島なか君。

○9番（丸島なか君） ありがとうございます。

長南町としては、全国平均より上回っているというような、今のお話でしたけれども、一番いい年代の方、55歳以上がすごく受診率がいいわけですけれども、この間のお話を聞きますと、65歳以上とか70歳以上は、もう検診はご卒業して結構ですという、もう大丈夫なんだという、そういうお話をお聞きしました。

本当に若い人の中でふえているので、厚生労働省のほうも、今、町長さんのほうから答弁をいただきましたけれども、そういうことで116億円を、来年度は何か盛り込んでいただけるというような、そういうことらしいんですけれども、若い世代の方たちに受診をしていただければ、すごくありがたいんですけれども、若い人には、未来の宝である子供さんを1人でも多く産んでいただいて、また中高年は、本当に健康で長生きをして、一家の太陽として明るく元気に頑張っていただきたいというふうに、そんなふうに思っております。

また、長南町もがん条例とかというものが無いということですので、ぜひ、がん撲滅対策条例なるものをこれから作成していただければありがたいなど。そして、今の町長さんから言われたとおりなんですけれども、このHPV検査も一日も早く併用でやっていただきまして、その受診率向上のため、若い人たちの、そういう周知徹底することもすごく大事だし、こういうことは要望いたしまして、長南町の女性の健康を守るためにも、町として、広報なりホームページなり、そういうものを大いに活用していただきまして、ぜひよろしく願いをしたいと思います。要望でございますので、ぜひともよろしく願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきますので、大変ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） これで、9番、丸島なか君の一般質問は終わりました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（松崎 勲君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

あす14日から18日は、議案調整等のため休会といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

あす14日から18日は、議案調整のため休会とすることに決定いたしました。

19日は午前9時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。どうもご苦労さまでした。

(午後 2時51分)